

第五十五回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会議録 第六号

昭和四十二年五月二十四日(水曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君

理事 小山 省二君

理事 島本 虎三君

理事 塩川正十郎君

理事 田村 良平君

理事 橋本龍太郎君

理事 加藤 万吉君

理事 工藤 良平君

理事 中谷 鉄也君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

運輸 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

外務政務次官 田中 榮一君

水産庁次長 山中 義一君

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

委員外の出席者

外務省条約局局長 村上 謙君

厚生省環境衛生局長 橋本 道夫君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

海上保安庁警備救難監 猪口 猛夫君

五月二十四日

委員工藤良平君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として工藤良平君が議長の名で委員に選任された。

第二類第五号

産業公害対策特別委員會議録第六号 昭和四十二年五月二十四日

藤良平君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出第六〇号)

産業公害対策に関する件(産業公害対策の基本施策)

八木委員長 これより會議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

河上民雄君。

河上委員 このたび提出されております船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案につきましても、少くも広範な諸点にわたって御質問をいたしたいと思ふのであります。

本法は、このたびの國會で批准せられます國際條約の國內關連法として提出されておるわけでございますが、まず初めに、この國際條約につきまして二、三お尋ねしたいと思ひます。

この國際條約は何年に成立したか、そのことをまずお尋ねしたいと思ひます。

田中(榮)政府委員 お答えいたします。

この海水の汚濁の防止のための國際條約につきましては、一九五四年に一應成立いたしました。それから、さらに一九六二年に、いろいろその後改正すべき点がございますので、この條約の一部に改正を加えておるわけでございます。

河上委員 ただいまお伺ひいたしますと、この國際條約が成立いたしましたのが一九五四年でございますが、これは一九六七年でございますので、このように十三年間も批准がなされた理由についてお伺ひしたいと思ふのでございます。

田中(榮)政府委員 詳しいことはまた外務省の係官から御答弁申し上げてもいいと存じます。

が、実は本條約の参加、批准につきまして、早くからこれは参加し、これを批准すべきが當然であります。が、これに参加、批准したすにつきましても、やはり國內法をつくり、そしてまた、この條約に適合するような施設を申しますか、いろいろな港灣における施設を今後つくっていくか、ねばならぬ。こういうような状態でございますので、そこで一応、昨年の秋でございましたが、臨時國會の席上におきましても御答弁申し上げておきました。ですが、いづれ通常國會におきまして、本件條約に参加いたしました。條約上の義務を実施するに必要な施設をつくるだけの予算、あるいは必要な法律、そういうものを提案いたす予定でありますので、その際に並行してこの條約の批准をいたしたいと考えております。こういうようには実は御答弁申し上げておいたのでございます。が、今國會におきまして予算、關係法律案が提出されましたので、この條約の批准をお願いする、こういうことになったのであります。

河上委員 ただいま國內關連法の整備との關係からおられたというようなお話でございますけれども、先日行なわれました法律案の提案理由の説明によりますと、すでに三十一カ國が受諾してあるというふうなことでございまして、あるいはまた、こうやっておられますうちにほかの國が加わっているかもしれないが、一体何が國のようには、海運國として世界的にも非常に名の通っている國であり、かつ、過去十年間、つまり昭和三十年代に非常な勢いで重油の消費量が伸びてきたわが國として、このような船舶の油による海水汚濁防止の國際條約を十三年間もほうっておいたということは、ちよつと弁解の余地がないのではないかと、こういうふうに思ふのでございますが、政府

の御見解を承りたいと思ひます。

大橋國務大臣 國內体制の整備がおくれておりましたために、條約成立後十三年間もこの重要な國際條約の批准がおくれたということは、まことに遺憾に存する次第でございしますが、御承知のとおり、戦争で荒廢いたしました日本の復興というこのために、あれこれと政府といたしまして先立ってやらなければならぬ数々の施策が相次いでございましたために、今日まで延引いたしました次第でございしますが、今日と申しますと、國內における油の使用量も非常に増大をいたし、海岸における海水の汚染ということもはや一刻も猶予のなからぬ状態に相なりまして、おくれれば必要措置をとることとし、これに対する政府の補助金の計上もいたし、國內体制もこれで整備できる、こういう確信に至りましたので、このたび批准をお願いしている次第でございします。

河上委員 私どもは、今回國際條約が批准の運びとなり、また、國內關連法としていま審議しております法律案が出ましたことも当然として、お尋ねいたしますけれども、しかし、十三年間の遅れと申しますことは非常に解したいことでございまして、伝え聞くとところによりまして、政府部内の意見の調整がつかないというふうなことが、真のおくれた原因であるというふうにいわれておるのでございます。念のためでございますが、大体三十番前後の調印國の名前を参考までに伺つておきたいと思ふのであります。

村上説明員 お答えいたします。

おもな國をあげますと――全部お読みいたします。

河上委員 おくれた國でけつこうです。

村上説明員 おくれた國から順々に申し上げますと、受諾の日を境にいたしまして、ベネズエラ、ア

メリカ、イギリス、アラブ連合、スイス、スウェーデン、スペイン、ポーランド、フィリピン、パナマ、これらの国が一九六三年以降の受諾国でございます。

○河上委員 今回この法律が、また条約が通ることによりまして、いろいろの規制が加えられるわけでございますけれども、今日までそうした規制が存在しなかったわけでございます。そこでちょっと伺いますけれども、これまでわが国の船は外国へ渡航する場合、外国の海域におきましてこの条約を無視していたのかどうか。また外国船が日本の海域にきた場合、この条約を無視していたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○大橋国務大臣 廃油を海上に投棄いたしますことは、ひいては海岸にいろいろな迷惑を及ぼす事柄でございますから、従来とも、わが国の船舶はもとより外国船におきましても、この海域においても、海岸に接近したところを通る場合には、おのずから自衛をいたしておたことは事実でございますが、何ぶんにも現在のところ法律の規制というものがございませんので、時として、やむを得ず条約に違反するような行為が事実上行なわれておたことは否定できません。

○河上委員 ただいまのお話でございますと、間々そういうことが守られてない。ただ、その守られてない場合に、わが国としては、もちろん抗議することも取り締まることもできなかったわけでございます。

○大橋国務大臣 従来のわが国の法制、すなわち現行法でございますが、これは港則法によりまして、港内並びに港域外一万メートルの範囲内の水面におきまして有害物の投棄を禁止しておるにとどまっておたわけでございまして、これらの処理につきましては、国内法に基づいて手続がとれたのでございます。その他の一般海域は野放しの状況でございましたので、実際上抗議をするというふうなこともいたさなかったような状況でございます。

○河上委員 それでは、今後この法案が成立し、

条約を批准いたしますと、そういうことができるといふふうに考えてよろしいと思うのですが、先ほど田中政府委員のほうからお話ございました一九六二年の改正法というのは、すでに効力を発しておるのかどうかというのを一つ。それからまた、その法案の内容、すなわち改正点がどういふ点であるのか、また、われわれがいま審議しておりますこの法律案は、そうした改正点をあらかじめ内容に盛っておるのかどうか、こういう三点についてちょっと伺いたい。

○田中(榮)政府委員 御質問の第一点の、ただいま提案いたしております条約案の内容には一九六二年に改正になりました諸事項が含まれております。それから、現に批准をされました諸国におきましては有効にこれが適用されておるわけでございます。それから、どの部分が一九六二年の改正条項であるかということにつきましては、別の説明員からお答えいたしたいと思います。

○村上説明員 お答え申し上げます。改正点を大要しますと、三点ございまして、第一点は、従来の条約によりまして、総トン数五百トン以上の船舶に適用されていましたが、改正条約によりまして、タンカーにつきましては総トン数五十トン以上、タンカー以外のその他の船舶につきましては総トン数五百トン以上のものに適用されるというように、適用の船舶が変更されました。

第二点には、廃油受け入れ施設でございますが、従来の条約によりまして、廃油受け入れ施設は、主要港におけるタンカー以外の船舶のための施設のみに限られておりましたけれども、この改正に盛り込まれました条約によりまして、タンカーのための受け入れ施設及び船舶修理港における受け入れ施設というふうに変更されました。それから改正案の第三点は、従来なかったのが今回入りました条文中でございますが、船舶のうち総トン数二万トン以上の船舶についてはいかなる場所でも油を排出してはならないという、こういうことが新たに入りました。

○河上委員 そこで、今回の法案の内容の焦点というものがいまの改正点の中にかがわれるように思うのでございますが、この法案それ自体につきまして二、三技術的な点でよくわからないことがございまして、伺っておきたいと思つてます。その第一は、わが国の沿岸から五十海里という線を設けてございまして、この五十海里という線を設けた趣旨。

それから第二には、五十海里といった場合に、瀬戸内海のような場合、両方から五十海里といふますと、おそらくほとんど禁止区域になるのじゃないかと思つてございまして、そういう点を確かめておきたいと思つてます。

それから第三には、いま申されましたタンカー百五十トン、一般船五百トンというこの規制対象をつくったその基準の根拠でございまして、しろうと目に見まして、もう少しきびしくしてもいいのじゃないか。ことに十三年間放置してございましてわが国の海域は相当荒れておるわけでございまして、こういう個々の船を規制するだけではなかなか追いつかないという面もあるのじゃないか、こういうふうにも思ふのですが、こういうことが政府内部で議論されたことがないのかどうか、こういうことをちょっと伺いたいと思ふ。

○鈴木説明員 ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。最初に、沿岸から五十海里ということでございますけれども、これは条約では五十海里またはそれ以上のこともあり得るわけでございまして。一応法律では原則として五十海里、場合によりましてはこれも拡大し得るというふうな規定を置いておるのでございまして、これにつきましては、まあ精密な調査の結果はございませぬけれども、現状は大体五十海里ぐらいのところで一応押えておけば、そう沿岸に油が行くことはないんじゃないかということ、一応条約の線ということで規定したわけでございます。

も、これは全域がこれに入ります。それからトン数の制限のことでございますけれども、これは条約どおりで、タンカーにつきましては百五十トン以上、それ以外のものにつきましては五百トン以上ということにして、条約どおりになっております。これにつきましては、大体この程度の線で押えておけば、日本の船の場合につきましても、出します油性の汚水とかあるいは油そのものというものにつきましては、大体八割ないし九割押えられるというふうな考えております。さらにそれ以下の小さい船につきましては、先ほど大臣も申したように港則法というものがございまして、港域内並びに港域の境界から一万メートル以内の海域におきましては港則法によりまして罰則の規定がございまして、みだりに捨てはならないという規定がございまして、その両面からいけば大部分押えられるのじゃないかというふうに予想しております。

○河上委員 巷間伝えられるところでは、もつと、タンカー二十トンぐらゐまで、あるいは一般船百トンぐらゐまで押えたらどうかという意見があったように聞いておるのでございますが、そういうことは、結局この案では表に出てこなかったのではありませんか、何か条約と国内法との関係という問題があるのか、あるいはもっと技術問題がそこに介在しておるのか、ちょっとその点をお答えください。

○鈴木説明員 ただいまの点でございますけれども、まあ線は条約どおりでございますけれども、実際といたしまして、先ほど申しましたようなぐらゐで、大体八割ないし九割押えられる。なお、小さい船につきましては、いまの港則法がございまして、大部分目的を達せられるのではないかと、いふふうに考えた次第でございまして、特に条約上の技術問題というわけではございません。

○河上委員 何か、一般船百トンまでやるということばきびし過ぎるという、そういうような意見があったのでございましょうか。その点をちょっと伺いたい。

○鈴木説明員　そういう声もあったと思いますけれども、一般船はビルジでございしますので、ほとんどごく少量しか出ませんので、そんなに害はないのじゃないか。タンカー二十トンものものにつきましては、大体小さい船でございましてから平水区域をオーバーしているのが多うございしますので、そういう船はいわゆる港則法によって規制できるのではないかとございします。

○河上委員　今度の法律によりまして、いまのような規制のほかに、港湾に水と油を分ける分離装置をつけなくてはならないというようなことが港湾管理者に義務づけられる。また、各船舶については油が漏れるのを防ぐ施設をしなければならぬ。こういうようなことが義務づけられておるわけでございますけれども、そのための予算措置、またその義務というものはどういう程度のものか。それからまた、一部に聞くところによりまして、船舶の場合、大型船の場合はその施設がつけられるけれども、小型船の場合、スペースの点で多少難点があるというようなことを聞いておるの

ことが第一でございます。それからまた、各港湾に施設をするということになっておりますが、前国会においては大体十港ぐらい政府では考えておるといふようなお話があったのでございしますが、具体的に、実際にどの港に施設するという御計画か、そういうことについて承っておきたいと思ひます。

○鈴木説明員　施設でございすけれども、小型船につきましては、大型船と違ひまして、たとえばパラストを入れるようなスペースがないものでございすから、その点違ひます。しかし、油水分離器のようなものとか、あるいはビルジが出ないようなものとか、そういうものはつくれるわけでございます。したがしまして、両方区別して考えなければいかぬと思ひます。そこで大型船につきましては、大体外航タンカーが主になりますけれども、要するに日本で油を揚げまして修理するといふときに洗いますので、えらいよこれた水が出

る、これには相当大きな受け入れ施設が要る。それから小型船につきましては、相当大きな施設は要らないのでありまして、主として港湾管理者が港湾の中をきれいにするという意味で施設をつくっていくわけでございます。それで港湾管理者に對しまして、大規模建設費の半額国庫で補助するというふうな法律で規定しております。

それから民間でやります場合には、たとえば大型タンカーをやる場合の施設につきましては、国の財政補助として開港で公害諸施設の特別のワクがございす、その金を使うように話がついております。

なお、おもに小型船がつけます油水分離器につきましては、これは船舶整備公団というものがございまして、そこで低利融資でもってそういうものをつけるための資金を小型船に貸すというようなシステムをやつていくつもりでございます。

それから、そういった施設を港湾管理者がつけます港湾でございすけれども、本年度それから来年度にわたつて、本年度の予算では大体六カ所程度つけられる金額のその半額分でございますけれども、その分を確保いたしてございす。

場所、川崎、千葉、横浜、神戸、和歌山下津それから水島、おもに内航船が油を積むところでございます。油を積むところでパラストを流すもので、主として油を積むところから先にそういう施設をつくらうということで、まず六カ所の予算を確保いたしております。

○河上委員　前国会では、何か十港ぐらいというようなお話を伺つていたわけですが、いまのお話では六港というようなことでございす。それはほかの四つは必要ないというふうにお考えなのか、それとも……

○大橋国務大臣　御承知のように政府といたしましては、毎年度予算を組むわけでございます。その予算を組むにあたりましては、各省からそれぞれ翌年度の事業の計画を立て、それに必要な経費を大蔵省に要求いたしますが、いろいろ国家財政の都合がございまして、必ずしも要求どおり

認められる場合ばかりではございませんので、今回の場合も十カ所要求して六カ所実現したというわけでございます。残つた分については翌年度以降に要求し、実現してまいりたいと思ひます。

○河上委員　それでは、港湾にそういう施設が必要であることはわかつていながらなお施設が間に合わない場合、この法案の適用などはどういうふうになるのですか。

○大橋国務大臣　これは港ごとに港を指定して適用するような仕組みになっておりますので、準備のできたところから指定して適用するようになっています。

○河上委員　そういうことは国際条約で認められておるわけでございますか。

○鈴木説明員　条約では、やはりそういった施設のないところにつきましては例外だといふふうに規定しております。

○河上委員　そうすると、条約違反にはならないといふふうに……

○鈴木説明員　ならないと存じます。

○河上委員　では、また後ほど法案の内容につきましては他の同僚委員からお話があるかと思ひますので、この辺で一応法案の内容についての御質問を終わります。次に、これと関連して最後に一つだけ伺ひしておきたいと思ひますのは、現在の油だけではございせんけれども、海水汚濁によつていろいろ生じております被害についてお伺ひしたいと思ひます。

その第一点は、最近、ことにことに入りましてからも、愛知県あたりでは知多半島のノリ漁場にどろどろの廃油が流れ込んで、二億円の被害が起つたといふような話がございす。これは単にノリ漁業だけではなくて沿海漁業全体の問題だと思ひます。そういう被害状況はどうか、どういふに把握しておられるか、またそれに対する補償措置の現状についてひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○山中政府委員　ただいまのノリそのほかの水産物に對します被害でございすが、船舶の廃油に

よりまず被害は、四十年におきまして、都道府県からの報告によりまして、直接の推定被害金額が四億六千九百万円、このほかに、数字的にははなだ不確定でございすけれども、油のために漁業の質が低下したり魚の値打ちが下がりました、そのために損害を受けたといふ恒常的な被害は四十八億三千四百万円くらいにのぼるものと考へられております。

○河上委員　水産業者の間ではこの問題は非常に大きな問題になっておるわけでございます。水質汚濁に関する法律は、数えますと大体五十ぐらいあるといふことでございすけれども、にもかかわらず全く無力であるので、この今回の油による汚濁防止法案と、そしてまた今後の公害基本法などに非常な期待をかけておるわけでありまして、現に起つておる被害の補償問題について、いまちょっとお伺ひしたのでございすけれども、そのことについて……

○山中政府委員　被害の補償に關しましては、はつきりその加害者、被害を与えた側がわかつておりますものにつきましては、その者が損害賠償と申しますか、見舞金的なものを出しております。しかし、いつ廃棄したのかもわからないような油が流れてきてノリをいたしたような場合、全然補償的な措置はとられておりません。

○河上委員　ということは、いま申しましたように水質汚濁関係の規制法は五十にもものぼるといわれておりますにもかかわらず、いま言つたような御答弁であることは、やはり無過失責任に対する明確なる規定がないといふところに原因があるといふようにわれわれは考へるわけですが、政府においてもそのようにお考えでしようか。

○大橋国務大臣　公害問題に關します基本的な考え方として無過失責任が唱えられておるといふことは、これは御承知のとおりでございます。そもそも公害は、その性質から見まして、被害の程度を証明したり、あるいはまたその損害の程度を具体的に証明するといふような裁判の手續などで

やるということがずいぶんめんどろでござい  
ますので、そうした煩を省く意味からいいま  
しても、補償の実をあげますためには無過失賠償責  
任をとるということが適當であろうという考え方  
は確かに一理あると思うのでございます。ただし  
かし、産業の保護その他、また他の理由によりま  
して無過失責任を主張することが適當でない場合  
もございしますので、政府といたしましては、公  
害問題につきましては、原則としては加害者責任  
主義ということでまいりまして、おそらく提案さ  
れる基本法もそういった見地からある程度無過失  
一本というような行き方にはならないのではなか  
らうかと思ひます。

○河上委員　いまのようなお考えでは、公害問題そのものに取り組む熱意がないというふうにわれわれは判断せざるを得ないのでございまして、いまの御答弁のうちの前半だけで議事録はとめて、後半はないというふうに理解させていただきたいと思うのでございます。いまの問題と、先ほど産業ということがございましたが、実は沿海漁業あるいはノリ漁業というような浅海漁業の場合、これもまた一つの産業でございまして、どうも水産資源に対する保護という点が非常に弱いように私は思うのでございます。

それはそれといたしまして、いよいよきょうあたり暑くなってきたことを感ずるのですけれども、夏になりますと水泳という時期に入りますが、最近数年間遊泳禁止になりました場所が非常に多いのでございまして、私の選挙区の神戸でも、須磨、舞子というような非常に昔から親しまれた浴場がとうとう禁止せられ姿を消すというようなことになりまして、大阪の浜寺あるいは西宮方面も同様のことでございます。こういうことは非常に大きな問題であろうと思うのでございます。こういうことにつきましての政府のお考え。それと同時に、最近数年間遊泳を禁止せられました海水浴場の数などについてここで報告していただきたいと思います。

で、もう一回河上君から同じ趣旨の質問を厚生大臣にしていきたいと思ひます。

○河上委員　いま厚生大臣がお見えになりました。夏にまいりますと海水浴のシーズンとなりますが、最近数年間で遊泳禁止された浴場というものが非常に多い。そしてわれわれにとって、また現在の子供にとって親しまれておりました海水浴場が次々と姿を消していくのですが、こういうことは、生活環境を守るといふ意味からいっても、また、あるいは日本の文化を守るといふ意味からいいにしても、非常に重大な問題であろうと思うのでございます。そこで、こういう問題についての厚生省の御見解と、ことに最近数年間遊泳禁止のやむなきに至りました海水浴場の数を、全国的なものでございますが、お知らせいただきたいと思うのです。もしおわかりにならないければ、後ほど資料で必ず提出していただきたい。

○坊間務大臣　近來海水が汚濁をいたしまして、海水浴ができないというようなことは、私どももこれを非常に遺憾なことだと考えております。(川もそうですよと呼ぶ者あり)川もそうです。これはいづれにいたしましても水質が汚濁することによりまして、濁りとか悪臭とかそういったようなことが原因となっておるのでございまして、申すまでもなく公害基本法の第二条に水質の汚濁ということが公害として取り上げられておるものでございまして、この水質汚濁につきましては、結局これは環境基準というものが問題になってくるのだと思いますが、いままで海水浴をやっておって、そして現在それが不能になっておるといふことは、これから厚生省で、政府で考えてまいります環境基準を、これははるかに逸脱したというか、この環境基準を阻害するような状態であらうと思いますので、この環境基準を早急にきめまして、そうして川、海ともにその汚濁をしないように持つてまいりまして、そうして海水浴が可能になるというふうを持つてまいりたい、かように考えております。

それから海水浴が不能になったといったような場所が幾らあるかということにつきましては、いま私はここにその資料を手にとっておりませんので、これは追ってまたお答えを申し上げることといたしまして、大体どういったようなところかどの程度悪くなっておるといったようなことについての調べも、これはいたしておりますけれども、ただいまとつきのことでございますので、そういったような資料を私持っておりませんので、これはまたあとでお答えを申し上げる、こういうことで御了解を願いたいと思います。

○河上委員 海水浴のシーズンはまだ間もなく始まるわけでございますので、その資料は早急に出していただきたいと思っております。

最後に、このいま審議しております法案が出ることによってどの程度昔のような状態に戻ることができるかという見通しでございますが、その一つの前提になりますのは、重油消費量というものの増加の見通しということが非常に重大だと思うのでございます。そういうことを伺いたいことが一つと、一体この法案を実施した場合にどの程度に効果を生むかということが第二の点でございます。実は先般あるものを読みますと、足尾銅山による渡良瀬川の被害というものは、すでに百年の歴史というものが、その川あるいはその付近の農地にしみ込んでおる。そして現在の環境基準を当てはめただけではなかなか解決しないのだというような記事を見たのでございますが、おそらくこういう海水汚濁の問題も、これだけ荒れてまいりますと、単に現状の基準を適用しただけでは、なかなかもとの昔の状態に戻ることが非常に困難なのではないか、そういうことをおそれるのでございまして、いま言った二点をお伺いいたしまして、私の質問を終わって、あとは同僚委員の方に譲りたいと思っております。

○大橋國務大臣 この法律の実施によりまして、現在海上に投棄されております油類の九〇％近いものが投棄されなくなるであろう、こういうふうな考えられますので、したがって油による汚

染はその程度において改善されるものと思われるのでございます。しこうして今後のことについてどう見るべきかという点でございしますが、御指摘にもございましたごとく、今後油類の一般的な使用はますます増加をいたしまするから、この法律を実施いたしましたして、たとえ投薬量を九〇％制限いたしましたしても、やはりその後は油の使用の増大につれて、放置しておきますると、だんだんとまた海上の油がふえていくというようなことは避けることができないのでございまして、私どもはそういうした先のことを考えますと、ますます研究調査を重ねまして、今後の対策について常に努力し、明日への準備をいよいよつとめなければならぬという考えを持つ次第でございします。

○河上委員　いま政府より今後についての御決意のほどを伺ったわけでございますが、何とぞこの法案を一つの契機といたしまして、今後日本の将来というものを見通して格別なる御努力をいただきたい、こういうように希望いたしましたして、すでに時間もまいりましたので、私の質問を一応終わりたいと思います。

○八木委員長 この際産業公害対策に関する件に

ついて調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

島本虎三君。

○島本委員 私は、産業公害について特に厚労生大臣にお伺いするのですが、水質汚濁と漁獲の問題もこのあと当然あるわけですから、運輸大臣退席されることは困るのであります。三時までということでよろしくございます。

それでは坊厚生大臣にお伺いいたします。私が聞きたいのは、いま基本法が出され、今後は大いに公害の問題について議論をわかすことに相なろうかと思うわけです。本委員会は産業公害特別委員会であります。産業公害の点につきましては、それぞれの立場から、基本的な考え方から、今後はいろいろな議論の展開があろうかと思うわけで

あります。しかし、いま私が聞きたいのは、産業公害とともに都市公害の問題がいよいよまた大きくなってくるのでありますけれども、大臣は産業公害と都市公害の問題をどのようにお考えになり、今後その対策に任ぜんとするのか、まず御意見を承りたいと思います。

○坊国務大臣 今度の公害対策基本法は、決して公害を産業から発するだけの公害に限ったものではない。公害というものは、これは法律で一応定義づけておりますけれども、それらの公害が産業だけではないということは、第二条をごらんになつていただきますと、「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる「云々」と、こういうふうに書いてございまして、何も事業者の活動、事業者と申しますと、ここではある一定の規模を有してある工業等をさすのだと思ひますけれども、そうではなくてその他の人が発する、こういうふうなものについてこれを公害という、こういうふうに書いてございまして、何もう産業の公害だけ防止すればいいんだ、ほかの公害はどうなつてもいいんだ、そういうような趣旨ではありませぬというふうに私はこの法律を理解しておるのでございます。

○島本委員 その趣旨はよくわかりました。それと同時に、都市公害の点でも最近特に著しいものがあり、ことに必然的な問題もないわけではないのであります。というのは、たとえば北海道の札幌、あの周辺のように、冬になりますと必然的に暖房の必要があるわけです。現在の状態では燃料も油、石炭またはまき、こういうようなのに限られてゐるわけでありまして、そうなりますと、その排出するばい煙等のために、おそろくはものすごい公害をまします。札幌市はもうすでに条例をもつてそれに当たつてゐる、こういうような状態にあるわけです。そういうようななか、今度は札幌では一九七二年、五年後ですけれども、冬季オリンピック大会が開催されるような状態になり、このばい煙と都市公害という問題の対策にはもうすでに国をあげてその解決のために努力し

なければならぬような状態に相なつてゐるわけなのであります。それで一点伺ひたいのは、このばい煙排出規制法という、われわれに言わせるとまことに奇々怪々なる、あつてなきがごとき、またあつてもいいような法律が三十七年度に制定されておるわけでありまして、しかしながら、その運営の面においては全きを得ておりませぬけれども、今後それを改正するなりして、相当程度これを有効に利用しなければならぬと思つてゐるのであります。札幌等のこの都市公害の多いところも当然その規制の中に加えて今後は考えておかなければならない問題の模様を十分はらんでゐる、こういうふうにして思つてゐるのでありますけれども、大臣はこの点はいかがお考えでしょうか。

○坊国務大臣 主としてばい煙による公害は仰せのとおり非常に大きな公害であり、ことに御指摘の北海道札幌あたりは、これは私は冬の札幌へまだ参つたことはございませぬけれども、察するにあまりがある、かように考えております。そこで、いまのばい煙規制法では一定規模以上の施設につきましては、これはばい煙の規制をいたしておりますけれども、直接には家庭暖房といったようなものから発生する公害、ばい煙といったようなものについては規制が行なわれていないというふうなことでございまして、それではいけない。ただし、必要に応じては、たとえば東京都といったようなところでは条例をもちましてこれの規制も行なつておるというところでございまして、今後この公害基本法というものを御審議願つて御決定願ひ、これを実施するといふようなときにあたりまして、現状のままで都市における家庭暖房、個人の暖房といったようなものを放置しておくべきものではない。ばい煙規制法を強化あるいは改正するとか、さらにはそういうような施設に對しましてはいろいろな面から突っかい棒をしていく、具体的にはどういふように相なるか、いま私はその具体的方法までは考へておりませぬけれども、いずれにいたしまして、都市におけるそういうふうな個人の暖房、

これも集中いたしますればたいへんなことになるわけでございますから、そういうふうなばい煙による公害から市民生活というものを守つていかなければならぬということ、私はこの公害基本法の設けられた一つの趣旨だと考えております。

○島本委員 かつてないよう明瞭な答弁を坊厚生大臣がされるので、今後公害基本法の審議の場合にもそのように歯切れのいい答弁を大いにしたいことを心から期待してやみません。このばい煙排出規制法、現行の規制法によりまして、やはり知事の申請によつてその地域の指定がなされなければこの適用を受けることができない、こういうふうな状態になつてゐるままに指定を受けることができないところが多いのである。それを補正するために条例をつくる、それぞれの都市が行なつてゐる。ことに札幌の都市公害につきましては、毎冬雪祭りをやるのであります。雪祭りをやり、そこにおそらくは何百万人という人が集まるのでありますけれども、その雪像は三日にして全部こわされなければならぬ。あつては万里の長城を思はせるようなりっぱな建物が水でできる、雪でできるのです。で上がると、それを築し、レクリエーションのために全道から人が集まるのです。それを見るのにヘリコプターで上へ上がりますと、下のほうは見えないのであります。なぜか、ばい煙がこもつておる。そうして遠くから見るとかすんで、これは花曇りならざる煙のために見えないのであります。そうして三日たつと雪像が黒くなる。あなたの顔より黒くなる。したがつて、そういうような顔は醜をさらすといふので、三日か四日でそのきれいな雪像を全部こわしてしまふのが実情なんです。それほど煙の害というものが現在知らぬうちに大きくなり、レクリエーションの面にまで完全にこれが及んでゐるのが現状なのでありますから、十分この点等を考へて、今後は、オリンピックが当然行なわれる五年後のことを想定いたしますと、このままではどういふ濟みません。国をあげてやるそういうふうな

行事に對しましても、厚生省が中心になつて、環境整備の面に極力支援体制を整えるのでなければ、これはまた醜を天下にさらすことがあつてはいへんかと思ふ。そういうふうな観点からして、今後そういうような場所には公害事業団からの融資を可能にして、それによつて集中暖房または煙の出ないような、または住民に現在とおつておるような油、石炭または木、こういうようなものをたく以上の効率を与えるような集中暖房方式をとるよう今後は指導しなければならぬのではないかと、こういうふうに思ふわけです。そういういたしますと、当然公害事業団からの融資が可能でなければならぬようなことに相なるかと思ふのであります。この方面の公害対策上からの指導はどのようになつておりましたか、この点お伺ひ申し上げたいと思ひます。

○坊国務大臣 北海道札幌で五年先でございますが、冬季オリンピックが行なわれるということは私も承知いたしておりますが、それまでに私は私の御意見、非常にこもつともな御意見だと思ひますので、その御意見を体しましてできるだけ善処してまいりたい、かように考えております。それから公害防止事業団からの融資でございますが、御承知のとおり現行法のままだと、これはちよつと融資が困難な実情にございまして、そういうふうなことも早急に検討をいたしまして、御趣旨の線に沿つたようにこれは努力をしてまいらるべきものだ、かように考えております。

○島本委員 そういうような点等を入れますと、委員長も、この点は一歩前進した公害対策の見本として今後とも大いに指導を願ひたいと思つてゐるわけでありまして、私は、この地域暖房事業の施設というふうなものに對して、いまここに公害事業団からのいろいろな措置等については、大臣は検討するようにおつしやつてくれましたから、これはなかなか前向きなりっぱな発言だ、私はこういうふうに思つて、これは敬意を表するにやぶさかではないのであります。今後こういうふうな方面の融資または投資等につきましては、どんどんと

これを助成し奨励するようにしてやってもらわなければならぬ、こういうふうに私も思っております。そういうような見地から、今後は委員長も、答弁等の中にはそれを促進させるようにして大いにやってもらいたい、こういうふうに思うわけなんです。

大臣、それと同時に、今度はいろいろな事業者の保護、規制またはこの監督並びに利用者の保護、こういうようなものがいろいろあるかと思いますが、そのために今後は公害基本法ができましたから当然関係立法ができてきようかと思ひます。この地域暖房の問題等につきましては、関係立法をまけて行なう、こういうようなことになるかならないかは、その関係は別としても、現在の電気事業法のように、これは完全に単独立法でも早くその制定を望まれている要素があるのでありますから、こういうような点等については十分お考えおき願ひたい、こういうふうに思ふわけですが、この点等はいかがお考えでございましょうか。

○坊国務大臣 いまの御意見、非常に大事な貴重な御意見だと思ひます。そういうような点につきましましては、いろいろ関係各省もありまして、たとえばば煙を出すといったようなことは、ばい煙の防止とともに燃料の改善とか、そういうようなことから考えてまいらなければならぬ、ということから、非常に根を張っておりますから関係が広がりますので、そういうところともよく相談をいたしまして、できるだけ公害防止、公害予防といったような目的に沿うような検討をやつていきたいと思ひます。

○島本委員 私の質問要点は、具体的な問題をきょうは提起して、公害の問題の前哨戦としていま坊厚生大臣にいろいろ伺つてみたわけですが、この必要性は、国家的な見地から見ても当然必要でございまして、ただいままで答弁ございましたように、具体的に将来——と言つて、何年後かになりますか、これは限定された将来でございまして、本年からあと五年しかないというこの将来の中で、この問題のすべては解決しなければならぬ

問題にならうかと思ひます。国の威信にかけましてもこれは重大な問題でもあり、また、他の集団暖房等の一つのサンプルとしても、この問題の取り扱いが貴重なものに相ならうかと思ふわけでございまして、この点等、ただばく然たる将来といふことじやなしに、限定された将来の問題として、この解決のために今後大いに努力してもらいたい、こういうふうに思ふわけですが、その点よろしくございましょうか。

○坊国務大臣 公害防止ということは何年先でもいいんだというものでは決してございせん、これはできるだけすみやかにその効果を発生せしめなければならぬ。こういうことでございまして、私は、将来と申しますことは、むしろ完全——完全とはともかくも、とにかく効果を十分に果たすということは、それはそう一年や二年の間でできないと私は思ひますけれども、決して将来のんべんだらりとやつていくということではない。できるだけ迅速にこの効果があらわれるというふうなものでなければ、私はこの法律はあつてもないようなものだ。この法律をきめた以上は、具体的な方策を整備いたしまして、できるだけすみやかにこの法律の趣旨、実効があらわれるということに持つていかなければならぬ、かように思つております。

○島本委員 その基本的な考え方はいいと言ふのです。具体的な問題として札幌にいま提起されてくる集中暖房等の件については、冬季オリンピックという一つの行事を五年後に控えてあるから、将来といつても、その五年以内にこれはすべて解決しなければならぬという国家的な一つの使命を帯びておりますから、この点等の処理はいいかと申してはいるのです。

○坊国務大臣 ただいまの御要望、オリンピックを控えての御要望、しごくもつともことだと私は思ひます。そこで、五年先を目途といたしまして、できるだけそれまでにその集団暖房ですか、ばい煙によるそういうようなものを防止し防除するという方向に私はやつていきたい、実現した

い、かように考えております。

○島本委員 もうかつてないようにわりあひ的確な答弁があらわれたので、私が予定しました質問時間が半分で済んだわけでありまして、しかし私は済みまして、これと関連して加藤委員その他あるようでございまして、委員長、そのまゝ私は引き継がせてもらいますから、そのまゝの姿勢で委員長の許可を待つて答弁願ひたいと思ひます。私の質問はこれで終わります。

○八木委員長 ただいまの島本君の御質疑の中で、公害防止に対する熱心な御意見の開陳がございまして、この点について委員長に対する御要請がございまして、委員長といたしましては、熱心なその問題の推進に当たりたいと思ひます。ただいま厚生大臣から、冬季オリンピックに関連する札幌市の公害防止の問題についてのお約束がございまして、その問題についてこの委員会が公約をされた線に従ひまして急速に善処をされることを要望いたしておきます。厚生大臣のその点についての御決意をもう一回伺ひたいと思ひます。

○坊国務大臣 委員長の私に対する御要請、私はでき得る限りこれを実現してまいる努力を傾けてみます。

○八木委員長 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 厚生大臣に若干、今度の公害対策基本法につきてお聞きしたいと思ひます。すでに閣議決定されまして本国会に提出されようとしておりますところの公害対策基本法のその目的の中に、「経済の健全な発展との調和を図りつつ、こういうふうにごさいますが、これに對しまして町の声が非難がございまして、これに對していろいろ新聞にもたくさん出ておるのを大臣は御存じでしようか。

○坊国務大臣 承知いたしております。

○岡本(富)委員 大体法律というものは国民のものでございまして、一部の権力者のものではなない。したがって、大多数の者がこうして意見を言うときには、やはり取り入れてしかるべきではないか、こう思うのですが、これに對して厚生大臣

は取り入れる決意はありますか。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

○坊国務大臣 法律は個人のものでなくして国民のものであるというところは、全くお説のとおりでございまして、したがひまして、法律をきめるにあたりましては、立法院の御審議にまかしまして、立法院で御可決を願つて法律が生まれてくるわけでございますから、私は、立法院の御意見、これが国民の御意見として、立法院の衆参両院議員、国会の御審議にまけてまいりたい、かように考えております。

○岡本(富)委員 なぜ素朴なこういう質問をしたかと申しますと、かつて水質保全法というのがありました。これにやはり「産業の相互協和」、これがうたわれておたわけです。そのために結局河川の水質の基準の設定、海域の基準設定にも非常に長く日を要した。世間では、ざる法である、こういうふうにも言つておりまして、この水質保全法をきめてからでももうだいたいになります。たとえば漁業にとつても年間被害が四十年程度で全国で百二十七億、また戦後公害によつてなくなつた人が四十五名、中毒患者が数千名、こういうふうにもいわれておるわけですが、また兵庫県におきましても、工場排水によるところの漁民の受けた被害が二十六件で五億六千五百五十万円、こういうふうな大きな被害を受けておるわけですが、したがって、今度の基本法はそういうふうな法にならぬように特に気をつけなければならぬ、こういうわけで申し上げたのです。この点について大臣の強い決意をお願いしたいと思ふのです。

○坊国務大臣 お述べになりました水質保全法でございまして、この法律におきましては、水質を保全していくために公共汚濁の原因になる工業と水産業、農業との調和というところをうたつておるのだと思ひますが、今度の公害基本法において、経済の健全な発展との調和をはかる、こういう文句は、これはわれわれの生活環境と経済との



調和をはかる、こういう意味でございまして、われわれの生命や健康はもう絶対のものでありまして、いやしくも生命にかかわるといったような公害は、これはもう産業との調和、そんなことを言っておれない。それから産業との調和ということとは、それより一歩進んで、われわれの生活を快適なものにしていくという一つの一歩進んだ要請がございまして、その要請を満たすために産業を無視してしまつては、かえつて角をためて牛を殺すようになるという考え方から、一歩進めて生活環境を進めていくというためには産業との調和をはかつていく、こういうふうな趣旨でもってこれを入れたわけでありまして、いやしくも生命、健康に障害があるといったような場合には、さういふ調和と言つておる余地を残してないといふふうには、この法律案を御理解願ひたいと思ひます。

○岡本(富)委員 御趣旨よくわかりましたが、一番最初の厚生省試案には、あなたのところから出た試案ですよ。それにはこれはなかった。厚生省は、産業との調和は関係ないというのが最初の御意見だったのですが、途中で変わったのですか。

○坊国務大臣 法律にいたしましては何にいたしまして、ものごとをきめていく過程におきましては、それぞれの立場の主張というものがございまして、非常に強いというか、ある点を標準とすれば非常に純粋といひます。さういふたような要求なり要請がある側から行なわれる。それに對して、さらにまた逆の面から違つた要請が行なわれる。こういうようなことは私は往々にしてあることだと思ひます。いろいろな要請が二律背反と申しますか何と申しますか、さういふたような要請が各方面から縦横に行なわれる。それをそのままだではどうにもものごとがまとまらない。そこで何らか統一して、調和していかないか。これは、これは御理解いただけると思ひます。さういふ意味におきまして、この公害基本法の策定の過程におきましては、御案内のとおりこれに關

係する省、関係官庁が十以上あるといふので、それらの各省からそれらの立場におきましていろいろな議論が行なわれ、検討が行なわれたのでありまして、厚生省の原案には確かに調和の点はなかつたと思ひます。ありませんでした。それをまとめていくという上において調和——この調和ではございせんが、調和点を見つけて、今度のこの法案ができた、こういうことでございまして、で、そこいらの点を御理解願ひたいと思ひます。

○岡本(富)委員 人命を守る、特に国民の健康を保持していく責任のある厚生省、これはあちこちの意見を聞いて調和していかなければいかぬという話でありましたが、国民は、特にこの厚生省の働きに對しては全部期待しておると思ひます。そこで、厚生省がほんとうに国民の健康を守り、生命を守つていくことの所管であらうと思ひます。が、御承知のように新潟県の阿賀野川の水銀中毒問題につきまして、この事件はすでに足かけ三年になつております。これはもう新聞でも報道されておるうちに、また私どもの調査によりまして、五名死亡、二十何名ですが病氣、この原因を今度とはどつてまいりますと、昭和二十八年から三十四年にかけての熊本県の水俣病の発生と

きには、患者が百十四名、死亡が四十一名、こういうふうに報ぜられております。そのときに通産省としましては、こういうふうな有機水銀のまじつた液を川に流してはいけない、こういうふうな一——全国約二百カ所あつたといふのですが、それに對して通産省は、ところが、もの本によりますと、この阿賀野川は、昭和電工は排水に對しての検査をしてなかつた。これはきのうも通産大臣に話をしたのですけれども、この排出するところの水に對する検査ができてなかつた。しかも通産省は報告だけ受けていたといふのです。全然検査してなかつた、こういうふうな事件は厚生省は御存じでしょうか。大臣どうですか。

○坊国務大臣 鹿瀬工場が水俣以後におきまして水銀を川に流すといふことにつきましては、これは私も、通産省がさういふことのないように指導をしておつたといふふうに理解をいたして

おりますが、もしそれを指導していなかつたといふ、通産大臣の話を私は直接承つておりませんが、その後私は、鹿瀬工場だけではなくて、いまお述べになりました日本の国内におけるいろいろな工場、水銀を流すおそれのあるさういふ工場につきましては、これは指導をいたしておつたと思ひます。きのう通産大臣は指導してなかつたといふことを言われたのかどうか、あなたのおっしゃることをここで私は決して疑うわけでもございせんが、おそらく指導しておつたのじやなからうかと思ひますが。

○岡本(富)委員 きのう通産当局は、各工場に報告だけ出さしておつた、直接の取り締まりはやつてなかつた。そのために再びここにこういう水俣病の二の舞いのような水銀中毒事件が阿賀野川に起こつたわけですが。

「島本委員長代理退席、委員長着席」  
人の健康、国民の健康を守つてあげなければならぬと厚生省が一番やつてくたさつておる、こういうふうな状態でわが国民は安心しておれる。あれは通産省の問題だといふのでなく、一つ出たらあつたりする、この面について、同じ政府の機関でありますし、国民の側に立つてよく監視もし、また保健所というものもあるのですから……その点について大臣はどういうふうに考えられますか、またその責任についてどう対処されますか。

○坊国務大臣 公害防止の問題は、これは何も、あれは通産省の責任だとか、これは厚生省の責任だとか、さういふたものでなくて、政府全体の責任であつて、政府全体がこれに對して対処いたしていくべきものでございまして、さういふ意味におきまして、何もいま私は阿賀野川についてそれは通産省の責任だといふようなことを申し上げた趣旨では全然ないのでございまして、もしおっしゃるようなことが、何ら、通産省が報告だけ受け取つておつたといふようなことでありますれば、將來とも通産大臣ともよく相談をいたしまして、さういふたような公害発生のおそれがある工場か

ら、水銀はもちろんのことでございまして、水銀にかかわらず、人体に對して有毒有害といふたようなものを排出するといふたようなことでありますれば、これは通産省だけではありせん、あるいは農林省にいたしましては、何省にいたしましても、よく連絡をとりまして、さういふことのないように期していただくのが、これが私は政府の責任だと考えております。

○岡本(富)委員 現在までの水質保全法あるいはまた工場排水規制法というものがさる法であつたといふことがあらわれてきておるわけなんです。と同時に、これは別として、いま厚生大臣から、さういふ場合はもう各省なんていわずに特に厚生省としては強力な措置をとつていく、こういう決意を聞きまして若干安心いたしました。が、現地の声を聞きますと、毎日非常に不安な姿です。この公害委員会でも再三問題になつておるものですが、その後厚生省のとられた処置、これに對していろいろ手を打たれたと思ひますが、ひとつそれを聞かしていただきたいのです。

○坊国務大臣 阿賀野川の問題につきましては、何よりも私はその公害を発生した原因者がだれであるかといふこと、これをまず突きとめていかなければならない問題だ。そのほかにもう一つ、被災された人たちに對する処置をどうしていくか。この二つの問題があるかと思ひますが、厚生省といたしましては、その原因を探究いたしますために、しばしば各委員会で申し上げましたが、調査班を組織いたしまして、その調査班が熱心にその原因追及に学問的な見地からやつていただいで、その研究班が三三三ございまして、疫学、分析、臨床、この三三に分かれまして、この三三がそれぞれ専門的立場から、一体何が原因で阿賀野川がよごれたのか、さういふことを研究していただきて、これらの三三からのそれぞれの答申を厚生省は受け取つております。これらの三三の調査報告というものは、それぞれの専門的立場から独立した研究調査の結果を答申いたしております。まだこれを総合いたしております。

ん。これを総合いたしました。そして厚生省の意見としてまとめるためには一つの段階を越さなければならぬ、こういうことで、ただいま厚生大臣の諮問機関であります食品衛生調査会へ、この三班からそれぞれお受けいたしました答申を提出いたしました。ただいまその食品衛生調査会で取りまとめをしていただいております。ごさいまして、それが取りまとめが完了いたしましたならば、これが厚生省としての意見であるということとを科学技術庁へ――阿賀野川のあの災害というものは、これは厚生省だけの問題ではありませぬ。農林省は農林省の立場におきまして農林省の意見もありましようし、それから通産省は通産省としての意見もありましようから、そういったような関係各省の意見を、科学技術庁はさような問題につきましては総合取りまとめをする機関でございまして、そこへ提出いたしまして、そして科学技術庁において最後の意見を取りまとめたいだく、こういうような段階にございまして。

○岡本(憲)委員 いまのお話を聞きますと、先ほど大臣が答えられましたように、厚生省は国民の健康、国民の人命を一番大事にし、またそれを主管しておるところの省である。したがって、各省がこうだあだ――考えてみますと、いまの打つ手は、ちやうどもう足かけ三年です。被害にあっている人の気持ちになってください。たとえば火災があった。いま燃えている最中にその原因はどこやとって消防署が調べている、これでは話にならぬ。消さなければならぬ。したがって、ここの住民の動揺と申しますか、また死の川とい、その悲惨な姿を、この間私は新潟県の阿賀野川のとこに住んでいる方から、直接住民大会に出て、この耳で、この目で、聞き、見たときに、何としても一日も早く国民の不安を除いていかなければならぬ――おそらく大臣もそういう気持ちであらうと思うのですが、どうでしょう。

○坊国務大臣 そういった被災者に対して何とてでも、これは被災者に対する賠償と申しますか、お見舞いと申しますか、補償と申しますか、

そういうようなことも、これはもうやらねばならぬことであると思います。そのためには、私はその原因者というものを、これを的確につかまえて、そうしてそういう具体的な事態に、対処いたすべく措置を講ずるとともに、さらにその原因者を的確につかまえることによりまして、そこで一般的にこういうような場合はどういふふうにするかというところを、とにかく原因者をつかまえないことには基本的なこれに対する対策というものが――それは早ければ早いほどよろしいのでございまして、また被災者の身にとつてみれば、これは一日も早く、こういうお気持ちであられる被災者の気持ちはよくわかります。よくわかりますが、基本的にこれに対してどういふ対策をとるかということになってきますと、これは的確に原因者というものをつかまえないければ、あいまいのままにその上に対策を立てていくということでは、できるだけのすみやかにこの原因者を的確につかまえて、こういうことで作業を進めておるわけにございまして。

○岡本(憲)委員 まことにいまの答弁は不満であります。なぜかならば、国民の生命を預かるところの厚生省の――少なくともほんとうであれば大臣が飛んでいって、そうして激励もし、応急の手当をするのがあたりまえではなからうか。原因が出てから、それは抜本的にはそうなるでしょう。たとえば先ほど火災の話をしたのですが、火災にあつた人がいる、そして冬で寒い、行くところがない、しかしこの原因がわからなければ家は与えないぞ、こういうのは無慈悲ではなからうか。いま大臣、ほんとうに現場、現地の人には困つていて、悲であると思うのです。愛情がなければいけないと思ふのです。これに対するところの大臣の答弁に対しては全く私は不満です。まあ、それはそのくらいにして次のときにお伺いすることとします。

そこで、二月ごろのある新聞を見ますと、福岡

県の大牟田市の大牟田川の水質汚濁の状態、これは私まだ調べておりませんが、大牟田川に相当量の水銀が排出されておる、また水俣病になるのではないか、こういうようなことが出ておりました。この資料はございませうか。

○八木委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○八木委員長 速記を始めて。

○岡本(憲)委員 これは資料要求をしておきまして、次の方に迷惑をかけてはいけませんので、一応終わります。

○八木委員長 次に、先ほどの船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案について質疑を続行いたします。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 先ほど同僚の河上委員がいろいろ質問しましたが、今度の船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律、いわゆる一九五四年の国際条約を批准する国内関連法であります。私は聞いておりまして、大臣あるいは関係の各政府委員の方の御説明に、実は一九五四年代的感覚しか覚えないのであります。私は、この条約を日本が批准する政府の態度について、まず大臣に質問をしておかなくてはならないと思うのであります。

この国際条約は、おそらくは国際的な条約ですから、石油の輸出をする国、それから輸入をする国、それぞれ含めて最低限度のいわゆる国際規制という立場があつたと私は思うのです。一九六二年に部分的な改正がされておりますけれども、それもやはり国際的にいえば最大公約数的な条約、そういう立場から私は発想がされているというふうに思うわけです。ところが、わが国を見ますと、これは世界の三大工業国、しかも日本の場合には非常に資源がないのでありますから、外国石油を輸入をして、それによって化学製品をつくる、そういういわば石油精製工業といひましようか、あるいは石油を原材料とする化学工業の発展、それによって起る海水の汚濁、そういう条件の中からこの法律案をとらえていかなくてはいいけないと私は思うのです。

そういう立場からいいますと、どうも一九五四年代の感覚と私申し上げたのは、いまから十二、三年前のわが国の産業の状態と、今日、十年は百年に匹敵するといふ産業の技術革新の進歩の状態から見て、この法律案では、今日の石油産業あるいは油を扱う海水汚濁の焦点から見ても、少しおいては油ではないか。逆に言うならば、国際条約の最低基準と何となしに合せている、そういう政府の消極的な態度ではないかというように私は思うのです。したがって、日本が世界の第三の工業国であるという立場から見ても、国内関連法は、もっとより前進的なものを求められるべきではなかつたかと思うのですが、この辺の大臣の見解をまずお聞きしたいと思ひます。

○大橋国務大臣 まず、国際条約の批准ということについて申し上げますと、この条約は五四年に最初に起草されたものではございまして、その後情勢の発展を考慮に入れますと、六二年に改正されたものでございまして、条約それ自体は明らかに六〇年代の条約であるということをお留意いただきたいと思います。

次に、国内法の問題でございまして、国内法の内容につきまして、ただいま加藤委員から、少し時勢をおくられておりはしないかという御意見を承つたのでございまして、私はこの点については、あえて加藤委員の御意見に異論を立てる考えはございませぬ。場合によりましては、そういうふうに見られることもやむを得ない点があるかも知存じますが、ただ御承知のとおり、かような規制につきましては、たとえば五十海里以内の海上における油の投棄を制限するといふような事柄は、これはそれだけでできるものでございまして、しかし、近海におけるいろいろな船舶の油を制限する場合には、実施できない場合もございまして、廃油等を受け入れる施設というものを考えなければならぬわけなのでございまして。こうしたこの法律の受け入



れ態勢ということを考えますと、この際まだ

る。このように感じました。が、実際問題としてある程度漸進的に進めざるを得ない面もござい

ます。まず最初の立法といたしましては、私は最小限度のところの程度のことを実施

いた。その後、今後の情勢を見ましてさらに将来はより進んだ対策を立てるべきではなからうか、こ

うふうふうに思うわけでございまして、この規制の結果いかんによりましては、なお将来十分改正も

考えていかなければならぬと思っております。

○加藤(万)委員 先ほど六二年の条約の批准国を河上委員がお伺いしましたが、六三年以降に批准

した国、たとえばベネズエラ、アラブ連合です

ね。私はベネズエラにしろ、アラブ連合にしろ、今日の日本の産業、工業水準から見れば、これはも

う指数の上からも問題にならない国ですね。逆に言えば、石油の原油を輸出するという立場の国だ

ろうと思うのです。わが国は何となくもそれを受け入れて、今度は加工し、しかも化学製品とし

て製造をするという条件の中での出た油なんです。その立場から一体海水汚濁の油の規制をどう

するかという立場を見ていかなければ、わが国の関連法律としては非常にお粗末じゃないかと思

うのです。そこで私は一つ質問しますが、一体この条約批准に基づく国内関連法は、他の諸国に比

べて、今度の法律はどのくらい点が進歩している法律なんです。私は各国の法律わかりません

からよくわかりませんが、今度の関連法律が他の国に比べてどの辺が第三の工業国として進歩的な

法律として国際的に肩を張れる法律なんですか。

なんです。

○鈴木説明員 イギリスあるいはドイツの例などで申しますと、民間でもおやつております。石油処理施設は、日本の場合には特に国家助成でやつております。特に港湾管理者の場合には国が半額補助する。この点が違ふのじゃないかというふう

に思っております。

○加藤(万)委員 いまの点はあとで速記録を一本見せていただいて、できれば諸外国のこういう油濁問題に対する法律で参考になるようなもの

がありましたら、私どもも参考資料としてひとつ提示をお願いしたいと思います。

そこで厚生大臣も忙しいようですから、法案そのものに對してひとつお聞きをしておきたいと思

います。この第二条の油性混合物というものは、石油精製過程における海上廃棄物ですね、それは含

まれますか。これが第一点です。

それから私はどうも字にあまり強くないのです。第二条に油送船と、こうありますけれども、

油を送る船、それとよく木へんの槽という字を書いた油槽船というのがあります。木へんの槽とい

う字です。一体これは同一のことばなんですか。

○鈴木説明員 ただいまの御質問でございすけれども、油送船は法文では送を書いてございすけれども、タンクの槽ですか、木へんと同じ意味

でございす。

○加藤(万)委員 どっちを一体政府では常用漢字として使われているのですか。というのは、あとで御質問申し上げますけれども、消防関係の油槽船事故などという場合には、その送とい

うのは使っていないですね。木へんの槽を使っている。私は善意に解釈しまして、この油送船とい

うのはおそらく鋼鉄船のことを言うのじゃないか。そしてあの油槽船は機帆船に類する油送船、そういうことで政府内で用語の統一をされて

おるのじゃないかと思っておったのです。なぜかといふと、あとで出てきます百五十トン以下の油送船の油の廃棄について実は問題が出てくるのです。だるま船で廃棄する場合はどうするの

という問題がどうしても出てくるのですから、この用語は政府部内で統一してもらわないと私

どもは質問するの非常に困るわけです。それからいま一つ、油性混合物、これをひとつ明らかにしておいていただきたいと思

います。○大橋國務大臣 政府の文書は大体法制局の審議を通して国会に提出されておりますので、今回の条約案並びに法律案におきましては送という字を使

っております。これは法制局が認めたものでございすから、政府の認めた文字でございまして、これによってお考えをいただきたいと思

います。

○鈴木説明員 油性混合物は、油が一立方センチメートルにつき一立方センチメートル入って

おるものをいうわけでございす。

○加藤(万)委員 それは書いてあるからそのとおり読めるんですよ。私の言うのは、石油精製過程における油が、それとよく木へんの槽という字

になるのかどうかということをお聞きしたいわけ

です。それからいま一つ、運輸大臣が御答弁いただきました油送船というものは、そうすると木へんの油槽船もこれと同一用語だということに理解してよろしいですね。

○大橋國務大臣 どういう場合に木へんが使っているのかわかりませんが、法制局の認めた文字がこの法律に使ってある文字でございす。

○八木委員長 油性混合物の答弁をしてください。○鈴木説明員 ここにございすように、原油と重油とそれから潤滑油という三種のものを含んでおるものが油性混合物でございす。しかも船が排出するものでございす。

○加藤(万)委員 それじゃそういう定義で若干質問してみたいと思

います。この法案によりまして、一立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上の油性混合物をある海上では流してはいけない、こういうことになるわけですね。そこでお聞きしますが、私が

しつこくいまの点を尋ねましたのは、実は海水汚濁や海水の油濁だけではなくて、もし日本が進歩的な法律をつくるとするならば、海水の油濁と同時に海水に廃棄される油性物から生ずる悪臭、そういうものを第一の定義にすべきではないかと実は考えたからにはかならないのであり

ます。この法案の第一条では、船舶の油による海水の汚濁だけをとりあげておりますけれども、私は、船舶の油による海水汚濁及び悪臭という問題を、たとえば鉱工業製品が非常に発達してある日本でありまして、単に原油や重油だけの処理ではな

く、そこに悪臭を含めた、いろいろな環境公害を含めた法律定義をするのが先進的な法律案ではないか、実はこういう見解を持ったからにはかならない。したがって、混合物というものは、一立方センチメートルにつき一立方センチメートルのものを含んだ石油精製過程の石油混合物、こ

ういうふうに理解をし、したがって、第一条の定義はそういう範囲まで拡大するのが、わが国の国際条約に基づく国内関連法としてはい

わゆる先進的な意義を持つのではないかと、特に一方では公害基本法を論議しておる段階でありますから、そういう意味で、私は法案の作成過程にはそういう態度あるいはそういう問題まで含めて論議をされるのが至当ではなかつたかと実は思うわけ

です。そこで厚生大臣にお聞きをいたします。一体一立方センチメートルに一立方センチメートル以上の油性混合物、これは社会環境上どうい

う影響を持っておるのでしょうか。なかなかむずかしいですから少し資料をあけて、この辺についてどう

いう御見解をお聞きしたいと思

うのです。これは横浜市中区で出た資料であります。これは

より見ますと、昭和四十年九月に刺殺臭が横浜の神奈川区に非常に大きく発生して、付近一帯に悪臭を放

つた。四十一年の五月、すなわち去年の五月ですが、そのときには葉山、逗子、鎌倉、横浜、東京に南

西の風に乗ってタマネギの腐敗臭、アセチレンガスのような強い刺激臭が広範囲に広が

つた。四十一年の五月、すなわち去年の五月

ですが、そのときには葉山、逗子、鎌倉、横浜、東京に南

西の風に乗ってタマネギの腐敗臭、アセチレンガスのような強い刺激臭が広範囲に広が

つた。四十一年の五月、すなわち去年の五月

ですが、そのときには葉山、逗子、鎌倉、横浜、東京に南

た。これは石油廃棄物が潮流、風向き等の影響によつて発生したものである。こう実は出ておきます。そこで、さあその原因は一体何だろうかというのを調べておきたい。その前に、実は率直にいうと資料がありません。その前に、実は率直にいうものが悪臭を放つ原因であるという化学的なものが載っているのではありません。それはニンニク、ニラの様な悪臭の出る物質でメチル・メルカプタン、エチル・メルカプタン、プロピル・メルカプタン、アルキル・メルカプタン、いずれも液体であります。この物質は化合物で空気一リットル中に十億分の二ミリグラム存在しても人間を実に刺激する悪臭を放つ、こういうわけでございます。そうしますと、一万立方センチメートルの中に一立方センチメートルの油性の混合物は、化学的に見て十億分の二ミリグラム以上に相当するといふふうには思ふわけですが、かりに先ほど申し上げましたような油性混合物が海上に投棄された場合には、そうしますと、これはいづれも油による環境公害になつていくわけでありまして、したがつて、この第二条で規定している一万立方センチメートルの一立方センチメートル以上であるといふことが、一体厚生省ではそういう観点から見えて了解をされた量であるのかどうか。化学的に分析されてこれならよろしい、わが国の海水汚濁はこのくらいのものでないか、わが国は放たないといふふうには厚生省では見られたかどうか。これをまずお聞きしたい。

○坊間 閣下、いまの精細なる数字のことにつきまして、私は、私ちよつとわかりかねますので、政府委員からお答えをさせます。

○橋本 説明員、ただいま先生から御質問でございます。一万立方センチメートルに対して一万立方センチメートル、これは百PPMという数字でございますが、私どもの了解している範囲内におきましては、国際的に油の汚濁といふことにつきましても、水準を運輸省が採用されておやりになつておられることとございまして、国際的に別に日本だけが非常に悪いレベルのことをやっていると

ないというふうに思つております。

もう一点、先生の申しましたメルカプタン類でございますが、これはいま申し上げました油が百PPMであるといふのと、それがイコールメルカプタンが百PPMであるといふことは全然違います。油の中に夾雑物が入つておる。その夾雑物が空気中に入つて十億分の一PPMくらいになつたときに鼻にもおのを感じるということでありまして、その海水中の油の濃度が十億分の一PPMという国際的な水準を採用した濃度と比較をして検討するといふことは、化学的には適切ではないのではないか、そういうふうに思つております。

○大橋 閣下、お答え申し上げます。ただいま加藤先生から御質問の生活環境保護の見地から考へると、海水の汚濁といふことだけに着眼することなく、悪臭を放つといふことについても着眼して防護措置を講ずることが適切ではないか、こういう御質問でございましたが、私もさういふことは、いやしくもそれが油性混合物である場合におきましては、悪臭を持つと持たないにかかわらず、一切これを防護しようといふたてまえでございまして、油性混合物につきましても、悪臭を有するものももちろん取り締まられる、こういうわけでございます。油性混合物以外につきましても悪臭の取り締まりといふことは、この法律の目的の範囲外でございます。

○加藤 閣下、委員、ですから私は先ほどから言つてゐる。日本の産業構造から見ると、いま海水汚濁を処理する法律案をつくる際には、他の国とは違つた条件があるといふのです。それを単に国際条約の批准がこれであるからといふことでその限で法律案をつくるのは何となく日本が河上委員も、十三年前にあった法律がなぜ今日あるかという状態から見て、やはり政府側の姿勢といふまいか、その辺に問題点があるような気がするのです。したがつて、先ほど言ひましたように、油性混合物の中に、プタンの問題等も

含めながら、一方の社会環境、公害問題と、一方の海水汚濁の問題、これとの関係を見ながら法律をつくるようにお願いをしたいと思います。

厚生大臣が急ぎのようでありまして、先ほど河上委員も言ひましたけれども、たとえば海水浴客あるいは沿岸漁業、ノリその他、社会環境衛生問題ですから海水浴客に限定していいのですが、それに支障がないものでしょうか。私の調べたところでは、鎌倉、葉山の海岸では四十年前には油によつてた人は五百万人です。それに使つた自治体の金は五千万円です。いま五十海里の沖合いに油を捨てれば、日本の地形から見ると、潮流その他によつて流れ込む海水浴地帯といふものはなにかどうか。そういう点を、この法律案をつくる上に関係当局と打ち合せてつくられたものかどうか、単に国際条約によつてやられたものなのかどうか、その点をひとつ伺ひたいと思ふ。

○坊間 閣下、この点につきましては海上保安庁の専門家に調査をしていただきまして、こういうふうにきめたわけでございますので、私としては、これでございしたる障害がないものである、かように考えております。

○加藤 閣下、委員、大臣、これから二十一世紀の法律ですから、一九五〇年代にこたつた法律条約といふものよりも、日本はもっと先進的な角度、ものの見方、社会環境の見方をぜひとつていただきたいといふふうに私は思ふのです。

○大橋 閣下、大臣、ただいまの加藤委員の御説はとくと拝聴いたしました。

○加藤 閣下、委員、そこで少し飛ばしますけれども、第十條のいわゆる適用除外規定。先ほど河上委員もこの辺を追及しておられました。百五十トン未満の油送船にはこの法律は適用しない。しかも大臣の答弁によりますと、この取り締まりは港則法による、こゝ言つてゐる。いわゆる一万メートル以内には投棄してはならないといふ。そうすると、私は先ほど油送船のところの問題にいたしました。たとえばあとで御質問します

が、京浜運河で衝突事故を起して火災を起した第一太平丸ですか、これは百トンです。そしてこれが横浜でやはり出しておりますけれども、こういう形で油性物を海洋投棄した場合には一体海水の汚濁に対する防止ができるのでしょうか。と申しますのは、百五十トン以下、逆にいえば百五十トン未満の油送船といふものは、たとえば横浜港にはどのくらい船があるかといふことが問題になつてくるわけですが、私の見た目は、たとえばだるま船あるいはしし船といふのです。油送船、こうしたものがあります。石油廃棄物を入れる船が、おそらく百トン未満が多いと私は思ふのです。しかもそれが港則法によつて一万メートル以外へ出れば投棄してもいいということになるわけですから、先ほどの大型船については確かに海水浴の問題は起きないかもしれませんが、それでも、もし小型タンカー、百四十トンまでの船でやつた場合には、そういう状態が起るのじゃなからうか。したがつて、私は、港則法の適用ではなくてこの法案の適用をさせるべきではないかという見解なんです。港則法以外には拘束する法律が私にはどうもないような感じがいたしますので、この辺の見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○大橋 閣下、大臣、お説のとおり、港則法は港及び港の外一万メートル以内の海面だけに適用されるのでございまして、それ以外の海面につきましても、小型船は拘束をされないことになりまして、そうした海面に小型船から排出される油が海岸の海水を汚染するであろうといふことは事実でございます。またこれが一つの公害として取り上げらるる価値のある問題であるといふことも否定はいたしません。私どもは、さしあたりの規定をいたしましては、現在海上に投棄される油の九〇％を占めます。これら大型船の油の投棄といふものをまず取り締まつていこう、そしてその後の問題として残された小型船の問題を取り上げていこう、こういうふうに一応段階的に考えておるわけなのでございます。と申しますのは、小型船舶は非常に数も多うございまして、またその船主も一ぱ

い船主的な零細なる企業者が多いのでございまして、大きな企業上の負担を一挙に命ずるといふことにつきましても、政府といたしましては、やはり金融対策その他の手当も必要でございするもので、その辺の準備をする必要もございするもので、また事実小型船から排出される油で海水が汚染されるというのは、現在の実情から申しますと、港内並びに一万メートル以内の水面で投棄される場合が大部分でございまして、まずその取り締まりを励行するということが先決問題であらう。したがって、この法律の施行並びに今後における港則法の施行によりまして相当海水の浄化が期待できる、こう思ったわけでございします。

○加藤(万)委員 大臣ね、いま九〇〇と言われましてけれども、全国的には九〇〇か、統計資料を持っておりませんから言えませんが、石油コンビナート地帯ではその濃度はもつときついのですね、小型船による石油廃棄物の汚濁汚染度は、小型船は一〇〇で、それから、そんなことは私はないと思う。それがたとえ千葉のノリの問題になってきたり、先ほど話しました湘南海岸地帯の油の流れによる海水浴客の汚濁という問題になっているのじゃないかと私は思うのです。したがって、とにかく一万メートル以上出で捨てることには、これはもう、いわゆる合法的な手段から、これを取り締まらずして、もちろん大型船の取り締まりは十分あるでしょうけれども、それ自身の取り締まり法規を何らかの形でつくってやらないと、いまの沿岸漁業の問題、それからこれから行なわれる海水浴客の汚濁防止というものは実際上はできないのじゃないでしょうか。私は鎌倉なり葉山のそれぞれの自治体の関係者に会って聞きましてけれども、実は法律がないんです、こう言うのですよ。この油の汚れから海水浴客を守るという公海上の法律は、いまないのです。ですから公害基本法でやるか何かでやらなければならぬではないのですと、こう言うのですね。いま一つは、何といっても日本の産業構造の今日の進歩というものが、大型船——これは国際条

約の場合は五百トン、百五十トンで規制しても、先ほど言いましたように最大公約数的な規定でありますからいいとしても、日本のような国には、河上委員が言いましたように、たとえば二十トン、五十トン、最低見ても五十トンでしょうか、それくらいの船までタンカーについては規制をすべきだ、私はこういう考え方を持っているのです、これはどうでしょう。

○大橋国務大臣 大体タンカーが油性の汚物を海上に投棄するおそれのある場合というものを考えて見ますと、これは貯油場からタンカーに油を積み込むとき、その際にタンカーの中を掃除いたしまして、そしてその悪水を排水するというように現在なっておるわけでございします。そこで、今度この法律と同時に予算措置を講じて、コンビナートないしは石油精製場のあるような港におきましては、そういう小型船から吐き出しますところのそういう水を受け入れる施設を講ずることにいたしまして、その施設に排出する以外に海面にこれを捨てることを禁止いたすことにいたしました。したがって、そういう前提のもとに、将来小型タンカーがどういふ場合に油を海面に大量に放出するであろうかといふことと、その放出すべき悪水をわざと放出のために一万メートル沖へ出て放出するといふようなことが、しいて言えれば考えられるのじゃないかと思うのでございします、小型船にとりまして一万メートルたまたその悪水を捨てるためだけに往復するということ、経済効果から考えましても考えられないこととございします、事実上は御心配のようなケースはほとんどなからうというものが、私どもの見通しでございします。

○加藤(万)委員 いまのことはわかりました。それでいいと思うのです。問題は、先ほど私は横浜の例で御紹介申し上げましたように、先ほど言った混合物の問題がどうしても私はひっかかるわけですね。いわゆる石油精製過程から起る廃棄物です。この中に一万立方メートルに対して一立方センチメートルあった場合にどうするか。しか

も、それが非常に悪臭を放つという事例がこれは事実あったわけですから。

○大橋国務大臣 加藤委員の御指摘になりましたのは、これは特殊の生成物だろうと思ひますので、ただいまのところ、私も運輸当局といたしましては、その方面の十分な知識を持ち合わせておりませんので、これ以上たゞいまお答えができません。しかし、今後法律の実施に伴ひまして、御指摘のような方面にも十分に調査をいたし、その措置を考へてまいらうにいたしたいと存じますので、どうぞさう御承知を願ひます。

○加藤(万)委員 明快な答弁でわかりました。これは新しい日本の産業構造、技術革新上起るゆゆしい問題です、これから論議される公害基本法との関係も非常に密接な問題ですから、ぜひ運輸当局でも勉強していただいて、そういうことが起きない法律をわが国でつくる、そういう立場で御検討願ひたいと思ひます。

いま一つだけ法律について。これは簡単な質問ですが、第七条に適用しない条件をいろいろ書いてあります。船舶の安全確保、それから損傷の防止、海上における人命救助、これらで思い出されるのは例のドーバー海峡における衝突座礁事故によるイギリス沿岸の油濁問題ですね。私は、日本の場合にありうことが起きないということとは実は想定できないわけですね。可能性はあるわけですね。しかも、大臣御存じでしょうけれども、観音崎のあの入り口、特に入り口はたいへんな船舶の込み方で、いつ座礁あるいは衝突事故が起きるかといふことは、予測されないというふうな状態ではないんですね。そこで、私はまず大臣に将来の問題としてお願いを申し上げておきたいのですが、この日本の海水汚濁の防止はもうろんでありますけれども、国際条約を今後改定をされる会議に、イギリスにおけるああいふ事故が起きたときに一体どうするかという国際的な取りきめといたしまして、ひとつぜひお願いをしておきたいと思ひます。私も、外国のことですからよくわか

りませんが、あの場合にフランス沿岸には到達しないからということではフランスの積極的な協力がなかったとか、あるいはイギリスは何か作戦というのを遂行したけれども、なかなか効果的なイギリス一国ではできなかったというふうな例等があったように聞いております。したがって、これから十五万トン、二十五万トンというタンカーが建造され運航されておるわけですから、そうなりますと、公海上に五十海里以上の地点でも、ああいふ問題が起きたときに、日本のように沿岸が全部海面で囲まれている国は非常に大きな問題を起すと思ひます。したがって、国際会議でそういう問題が提起されたときには、その事を一つとらえてみて、一体国際条約なりあるいは国際的な取りきめとしてどういふことを行なうたらいのか、各国間の協力はどうか、これはいいかということをお聞きがどうかという点をお聞きしておきたい。

○大橋国務大臣 実は今月初めに、先般の英仏海峡における経験に基づきまして、ロンドンにおきまして、国連の下部機構であります国際海事機構の理事会が招集されました。この会議の議題は、先般のような事故に対処する国際的な協力、またこれを防止する方法、こうしたことについての将来の損害の取り扱い、こういったことについて国際的取りきめをする必要があるのではないか、こういうことがこの会議の議題でございします。その会議におきましては、特にまた必要な部会等も設けられまして、ただいま詳細に検討されておるわけでございまして、わが国からは、ここに出席いたしております鈴木審議官が代表として急遽出席いたしてまいりました。先般の事故は決して人ごとではないという感じを持っておりまして、いろいろと検討を加え、国際会議に協力をし、われわれの意見も十分反映させてまいりたいと思ひます。

○加藤(万)委員 それでは法律に関する質問は一応いまの点で打ち切りですが、いまの点はわが国の問題もさることながら、わが国が大型タンカーを持つていっているという国際的責任、私はその立場のほうから、諸国に対する日本の立場という点から見れば重要だと実は思うのです。もちろん国内も重要でありましたが、国際的にそういう責任をわが国が率先して負う、そこにわが国の産業の発展、国際経済協力関係が大きく樹立されるというように私は思いますから、ぜひひとつ国際舞台における本問題の取り扱いに積極的にお進めをいただきたいというように思います。

それでは国内の問題、いまの関連法規等とは多少ずれるかもしれませんが、横浜港に最近入ってくる船は一年間に三万七千九百九隻だそうです。原油、重油の輸入量は千五百二十九万トン、その輸入量は他の物資に比べて六四〇％だそうです。ですから六割五分にわゆる石油、重油、原油の輸入港に実は横浜港はなっているわけです。しかも、それを受け入れる京浜地帯には千三百六十二基のタンクがあります。四百八十万トンの原油、重油を入れるタンクが存在しているという状態でありまして、ここで問題になりますのは、一体これだけの船の往来と石油の輸入がある横浜港の消火能力というものはどのくらいあるものだろうか。実は私は河上先生と共同で、私は横浜を、河上先生に神戸港を調査していただいたわけですが、加藤君、実は神戸港もこれに対する消火能力がないのだという、こういう調査だったそうです。私も火災が起きた場合にもきわめて微弱で、もし一たん火災が起きた場合にはどうなるのだろうかという心配が実はあるのですが、この辺のまづ消火能力についてお聞きしたいと思います。

○大橋国務大臣 タンカーの大型化に伴いまして、その火災に対する配慮というものが大事になっておることはもとよりでございますが、私どもは何よりもまずタンカーの衝突事故による出火を防止したい、こういう考えで、特に東京湾内におきます航路の整備、航路標識の建設、あるいは

航行の規制、こういった点を検討いたしましたし、できれば明年度予算にも要求を実現するように努力をし、必要があれば来年の通常国会には法案の提出もいたしたい、こう思ってたただいま勉強中でございます。同時に、不幸にして出火いたしました場合には、科学消防力によりまして万全を期さなければならぬと思うのでございまして、ただいまのところ消防力が決して十分とはみずから言いつけられない状況でございますが、おおよその概況につきましても海上保安庁の担当官から御説明を申し上げます。

○猪口説明員 港内におきます消防体制は、御承知のように陸岸を海上にあるわけでございまして。海上に浮上しておりますタンカーを対象とする海上消防の面から先生の御質問にお答えいたしますと、消防能力を持っております海上の舟艇は全国で約二百六十六隻ございまして、そのうち、いわゆるタンカー等の火災に有効であります化学消防能力を持っております船が大体四十六隻ございまして、京浜港の例につきましますと、水上消防あるいは地方公共団体のタグボートに消防ノズルをつけるという措置も講ぜられておりますが、海上保安庁の専門の消防艇が二隻ございまして、これは、過般の室蘭港におきますヘイムバード号事件の経験に照らしまして、従来の消防艇を改装して、やぐらつきのノズルに改装するというような措置をとったものが二隻ございまして、阪神間において二隻、それから伊勢湾、名古屋におきまして一隻、それから開門に二隻というような状況でございます。

○加藤(万)委員 化学消防能力を備えた船が全国で四十六隻ですね。昭和四十年五月にいま御説明がありました室蘭の火事があったんですね、衝撃による火災が、一体四十年の五月から今日現時点までどのくらい化学消防艇はふえたんでしょうか、これがまず第一です。

それから、京浜港に海上保安庁の船が二隻——この四十六隻というのは自治体も含めてでしようかどうでしょう、私はわかりませんが、横浜港の場合には、御承知のように横浜港が持つてい

る消防艇がありますね。一体それらを合めて、かりに京浜港に例にとりましますと、どのくらいの油が流れたときに対応できる消火能力なんでしょう。たとえば十万吨のタンカーがもし衝突事故を起こして火災を起こした場合に、いまの京浜港の消火艇で能力があるのかどうか。この二つの点をひとつお聞きします。

室蘭港以降どのくらいの船がふえたのか、それから、京浜港における消火能力は一体いまの時点で、京浜港だけの船でどのくらいのいわゆるタンカーが火災を起こしたときの消火能力があるのか。

○猪口説明員 室蘭のヘイムバード号事件以降改善されました海上消防体制は、先ほどもちょっと触れましたが、従来はいわゆる高いやぐらを持つていない消防艇でございまして、それが先ほど申しました七隻ございましての急遽改装いたしまして、六メートルのやぐらをつけまして、その上にノズルをつけた。そしてなおかつ化学消防力を付与したという改善をしたわけでございまして、隻数につきましましては新しくふえておりまして、そのほか、私のほうの巡視艇には、室蘭事件以後約二十二隻ばかり巡視艇が新造されましたが、その船には、全部化学消防能力をつけさせております。しかし、これは御承知のように消火艇という専用艇ではございまして、いざ火災が起きたというときには消火の役目を果たします。いわゆる専用艇としては先ほど申しましたような実情でございます。

それから、そういう現状において十万吨のようなタンカーに役立つかというお話でございますが、これは残念ながら、現状では役立たない状況でございます。つきましては、室蘭港事件以来、大型タンカー用の化学消防対策といたしまして、大型化学消防艇の建造を海上保安庁では企画いたしました。例年大蔵省と折衝しておるのでございまして、本年より早く、四十三年度から建造に着手するという前提で設計費がつけました。これが建造に着手いたしますれば、大体十万吨以上のタ

ンカーにつきましても効力のある十五メートルぐらいのやぐらを備えた百五十トン内外の大型化学消防艇ができるわけでございまして。これで一応——現在のタンカー消火対策といたしましては、海上保安庁では十分ではございませんが、そういうような体制で、あるいは対策で臨んでいる次第でございます。

○加藤(万)委員 大臣、いまお聞きになったとおりで、先ほど私が話しましたけれども、京浜港一つとりましても、重油、原油の輸入量は千五百二十九万トンですね。それから、沿岸のタンク四百八十万トン、これに対する消火能力というものはきわめて微弱な力ということばじゃ尽くせないほどだろうと思うのです。私はもし、こんなことはあつてはいけないことですけれども、かりに室蘭のような衝突事故と、それから新潟地震のようなものが一緒に起きたというのを想定した場合に、一体どうなるかということを考えますと、りつ然たるものがあるわけです。新潟の場合には、地震によるいわゆるタンクの海面への流出、地震がもし起きて横浜港内の十万吨タンカーが埠頭の岸壁にぶつかって火事を起こした、しかも陸上のタンカーが地震によって被災をし火事が起きた、その場合の消火能力はない、ということですよ。これは重要なことだろうと私は思うのです。しかも、私の聞いているところでは、海上保安庁なりあるいは自治体のそういう要求に対して常に大蔵省で予算が削られていくという話を聞いているわけですよ。いまもお聞きしますと、大型建造に對して昭和四十三年度までに設計費が計上されたということですね。私は、これはあまりにも無策過ぎるというふうに実は思うのです。これだけ石油工業が進展をし、しかも港の輸入量の六四〇が原油、重油であるという今日、この消火、いわゆる一方における人間尊重といわれる面のこういうものが予算措置が講じられていないのは、何となく、これは運輸省、海上保安庁のほうから弱腰なのかどうか知りませんが、やはりこの辺はきちっと取るべきものじゃないかと思うので

す。しかもこれは、例としては四十年の五月にもあったことだし、それからドーバー海峡の問題もあったことだし、国際的なそういう協力をする意味でも、わが国は、そういう消火能力を持つ大型消火艇の設備には万全を期せられる必要が私はあると思うのです。

いまここに京浜運河の事故の際にも、川崎の消防局長が、将来はこうすべきだという意見書を出しておられる面があるんですね。これは昭和三十七年の事故です。このときの船は二万トン前後です。それから大きな船とはいえませんが、そのときに将来こういうことをしなければ防火作動はできない、こう言っているのです。それは「この船舶火災に対応する消防艇は大型鋼鉄船で次の装備を必要とすることが痛感された」として、第一に、火災に包まれたときの自衛措置としての噴霧装置をどうしてもつけなければいけない。二番目は、高所の放水塔がどうしても必要だ。いま十五メートルと言われましたが、今度で三十五メートル出光丸ならどのくらいでしょうか、海面からはおそく二十メートル、いや二十五メートルぐらいにはなるのじゃないでしょうか。十五万トンタンカーですか、いや今度で三十五万トンタンカーですか、もつと高くなると思うので、十五メートルではどうかと思うのですが、いづれにしても高所放水用として屈伸可能で、はしご兼用にもなる放水塔を備えた大型消火艇が必要ではないか。三番目は、近接戦法、輻射熱防備のための消火だてをどうしても必要とする。この三つと。いま一つ問題のあるのは、こういう火災が起きたときに、小型船舶の運航が激しいことをとめなければいけない。特に小型船舶の場合には船内で炊事を行なうというわけですね。その炊事による火の引火ですね、これがさらに火災を拡大する。したがって、大型タンカーの衝突による火災が起きた場合には運河、港に対する小型船舶の運航は禁止すべきではないか。おまかにいえば、こういう四つほどの意見を出されておるわけです。昭和三十七年です。さらに室蘭

の事故につきましては、もう保安庁御案内でしようけれども、きわめて明細な事故現場の模様その他が全部出ているわけですね。昭和三十七年から今日昭和四十二年です。昭和四十二年に初めて大型鋼鉄船の設計費だけを国で予算計上するなんということは非常にマンマンデーで、おそ過ぎるくらいがあると思うのです。しかも一方の石油の消費量はどうか、日本の場合にはほとんど急角度上昇しているわけですね。先ほど今度の汚濁の防止に関する処理施設の問題が出ましたけれども、これも六カ所ですね。これらの港にはほとんどこういう消火設備が必要だ私には思うのです。そうしますと、この消火能力の拡大という問題は、目下の急務の問題として運輸大臣はお考えを願わなければいけないと思うのです。先ほど新しい法案を案は考えているのだということがありましたが、ひとつその際には設備能力——海上保安庁はどうもお願いをするほうで、予算要求には少し弱腰ですから、大臣のほうから応援をしていただいて、この横浜、神戸、いわゆる港の近所に住む住民が安心して生活ができる、そういう設備をぜひともお願いをしたいと思うのです。

それから最後に一つだけ聞きますが、消火に対する行政上の一元化が実はどうしても必要だと思ふのです。これは保安庁も御案内でしようけれども、海上火災に対する業務協定は昭和二十四年の作成であります。昭和二十四年に国家消防本部と海上保安庁との間に業務協定が実はなされているわけです。いまから十八年前です。そうしますと、私の判断では、この昭和二十四年の業務協定では、実はこの港火災に対する措置ができない。たとえばいま予防火災あるいはかん詰め火災というやつがあるわけですね。公海上火災を起こしたやつが港に入ります。港に入った時限までは海上保安庁の扱いであります。岸壁に接岸しますと、これは自治体の扱いであります。たとえば横浜の市の扱いになるわけですね。私は今度法案を見てびっくりしたのですけれども、港務局に消火に対する責任があるのです。私はどの範囲であ

るかちょっとわかりませんが、海上保安庁、港務局、さらに横浜だったら横浜市、そういうものが断片的にそれぞれの責任を負うという形になっているわけですね。しかもいま言いましたように、かりに十万トンの石油タンカーが火災を起した場合には、公海上あるいは港の内部ならば海上保安庁の責任で、それに自治体の応援を求めるという体制でしようけれども、先ほど言いましたように、京浜運河の場合に、陸上に引火した場合に、今度は四百八十万トンの石油に引火してどうのこうのという問題が起きてくるわけですね。そうなると、昭和二十四年に海上保安庁と国家消防本部で協定されたこの業務協定では、今日の大型タンカーによる火災に対する対応能力措置としては行政上不備を生ずるのではないかと思います。この点について海上保安庁あたりは御経験があるでしょうから、こういう点はこう直したいという意見があれば、大臣でも海上保安庁でも御答弁願いたい。

○大橋国務大臣 お説のとおりに二十四年に協定ができておりまして、船舶につきましては、接岸またはドックに入っておりする船舶の消火を含めて陸上施設の消防は海上保安庁、それから海上にある船舶の消防は海上保安庁、こういうことに相なっております。この間において港務局が消火について責任を持っておるという問題もございまして、港務局は御承知のとおり港務管理官庁でございまして、いろいろ港務施設を持っております。したがって、自己の保有する施設について港務局が消防の責任を負うておるわけでございます。一般的に消防責任は、先ほど申し上げました二十四年の協定でございまして、おるわけですね。

○加藤(万)委員 この協定を補うのでは、私はどうも答弁としては不満足なんです。たとえば室蘭のときの状態をお聞き取りしたいと思うのですけれども、あの場合には米軍の消火能力まで借りて実は消火に当たったわけですね。そうしますと、海上保安庁と国家消防本部との間の業務協定の改善では済まないと思ふのです。あの程度の火災でもです。私は、どうしても大型タンカーの出入する港の消火体制については、特別法案をつくらなければならない、特別に消防指導といましようか、そういうものをつくる必要があるのではないかと、そういうふうに実は思っています。

いま一つ陸上で問題になりますのは、単に火災問題だけではなくて、たとえばそれだけの油が燃えたときに起る一酸化中毒の問題、あるいは重油の場合には亜硫酸ガスが出るかどうかかわかりませんが、やがて一般火災に関係なく起る社会環境上の問題ですね。そういうことを考えますと、単に消火という側面だけではなくて、もちろん消火も重要ですが、米軍の——米軍といいますが、この前はアメリカのいろいろなものをお借りして消火に当たったわけですから、そういうことも含めて、幾つかある日本の石油輸入港あるいは石油から製品化される製品の移出港、たとえばLPGを国内向けに移出する港がもしありとすれば、あるいはそういう港については特別な法案といましようか、措置ができる法体制というもの、先ほどの大臣の答弁にもありましたように、港務法の改善をする際に考える必要があると思うのですが、これはどうでしょう。

○大橋国務大臣 ただいま申し上げましたこと、二十四年の協定ではまかなえないということ



は、大規模火災については痛感いたしましたのでございまして、これに対する対策を研究中でございますので、まだ研究の結論が出ておりません現段階におきまして、法律の改正が必要かどうかという点については、にわかにお答えをいたしませんが、御趣旨のような点をも考慮に入れます、今後ともすみやかに結論を得るよう研究を進めさせていただきます。

○加藤(万)委員 それでは結論を申し上げます。先ほど私は法案に対するものの方、日本の立場から見た法律をつくる角度といいますが、姿勢といえましょうか、そういうことについて、一つの留意をしようとする点を要望申し上げました。さらにこの法律からくる国際的な日本の責任、国際条約における審議の際の日本の立場、あるいは日本の国の姿勢、これを申し上げました。三番目に、とにかくこれだけ産業が進展して技術革新が激しい日本の場合には、一方における高度成長政策、一方における社会環境、人間尊重という施策が、たとえばいま言った消火の問題一つとらえてみても、これだけのひずみがあるわけですから、いま言った幾つかの点を十分留意し、あるいはこれからの施策の中に取り入れていただいて、日本の国民、一般市民が安心して生活ができる条件をつくってもらいたいというところを要望いたしました、私の質問を終わります。どうも失礼いたしました。

○大橋国務大臣 ありがとうございます。

○八木委員 島本虎三君。

○島本委員 まず私は、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案、これの審議にあたって、条約が批准され、当然国内法が実施された場合に、通産行政には影響があるのか、重しと考えるのか、この辺政務次官がきておられるようです。すから伺いたいと思います。

○宇野政府委員 公害がやかましく言われておるときでもありますから、この条約並びに法律がすみやかに成立することをわれわれといたしまして

も願っております。したがって、その内容において通産行政上重大な影響があるとか、あるいはまた支障を来たすというような面はないと私は存じております。

○島本委員 それを聞いて安心していただくわけであります。公害基本法も当然出され、これに関連する船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案も全然異質なものではないわけですから、同質のものになるわけですから、そういうような観点からしても、今後通産行政としても、こういうようにして海水の汚濁の防止に関する件とか、公害等に類するものなものが、いわば加害者の立場からあらまれば、法ができてしまえば、こういって魂が入らない、こういう状態になる危険性もなきにしもあらずだと思えます。今後通産省の立場としてはなかなか重要な問題を控えておると思えます。それから、こういうような問題についてもあわせて御意見を伺っておきたいと思っております。

○宇野政府委員 本件に関しては、いわゆる重油並びに原油、これにサルファが相当入っておりますので、海水汚濁の問題あるいは水質保全法に基づく河川汚濁の問題等々でございます。したがって、公害基本法における——おそらく島本委員のほうは経済との調和というところを頭においての御質問ではないかと思いますが、それはそれとして、先般来大臣が説明してまいりましたところでございます。したがって、特に今回問題になっておりますところの原油等に関するものは、通産省といたしましてこれを未然に防ぐだけの技術の開発もやっております。なによりもせん。あるいはまたタンカーの問題が先ほどから議論されておりましたが、経済性ということから考えますと、タンカーの大型化もやはり考えなくちゃならないでございまして、それと同時に安全性ということも考えなくちゃなりません。で、通産行政の一環といたしましては、タンカー等によって原油が輸入される基地、そうしたものを建設してはどうかというので、本年度予算

におきましてそれに関する調査費を計上いたしておるような次第でございます。

○島本委員 運輸大臣にお伺いいたしますが、第十条による本法の適用除外がございしますが、これは具体的に申し上げてどういうふうなことになるわけでございますか。

○大橋国務大臣 第十条はごらんいただくとおりでございます。一般船舶につきましては総トン数五百トン未満のもの、それからタンカーにつきましても総トン数五百トン未満のいわゆる小型船についてはこの法律による制限は適用しない、こういう意味でございまして、それ以上何も意味はございません。

○島本委員 海上自衛隊の自衛艦は、これは当然適用になることに相なりますが、そうなりますか。

○大橋国務大臣 このトン数以上のものは当然適用になります。

○島本委員 聞くところによりますと、排水トン数であるとか、またトン数の基準がそれぞれ船舶の場合と違っているのにも聞いております。けれども、そういうような制限は一切ないのでございませうか。

○大橋国務大臣 総トンで統一して規定をいたしてございまして、個々の船舶につきまして総トン数を測定して適用するまいなということの決定をいたすわけでございまして。

○島本委員 そういたしますと、当然この適用内にある自衛艦も本法の適用を受け、規制を受けるものである。こういうように解釈して差しつかえないわけですか。

○大橋国務大臣 そのとおりでございます。

○島本委員 この場合は、海上自衛艦と同じような立場をとる日米安保条約によるところの米艦はどういうふうなことになるのですか。

○大橋国務大臣 第十条第二項に、「前二条の規定は、日本船舶以外の船舶には、適用しない。」、こういうことがございしますので、これによりまして適用を除外されます。外国軍艦につきましてもは国内法が必ずしも適用されないという慣例も

ございしますので、これらのいろいろな理由によりまして、米国の軍艦には適用されないわけでございます。しかしながら、こういう法律ができました以上は、十分先方にも申し入れをいたしまして、これに協力してもらいように最善の努力を尽くしたいと思っております。

○島本委員 後段の問題は理解できます。条約を批准したあとも、これは全然適用を受けない原則があるとする、そういうような被害が明確になった場合のそれに対する日本政府の態度はどうなりますか。

○大橋国務大臣 御承知のとおり、この法律は一応の適用の範囲を定めてはおりますが、これの基本になるところの国際条約があるわけでございます。この国際条約につきましては米国のそれを批准したところの法律でございます。この法律の持つておる精神については、米政府も十分協力する意思があるものと考えられますので、私ども、施行後の日本の海岸の海水汚染の問題につきましましてはさように心配をいたしてはおりません。

○島本委員 この法律にいわば違反するような事項があるかないかということ、油濁についての監視はどういうふうになすっておられますか。

○大橋国務大臣 これは罰則規定がついておりますので、一般海上犯罪と同様に海上保安庁の船舶が監視をいたしますし、また、これを現認いたしました人たちが、あるいは被害者等から告訴、告発等の措置が開始したならば、これに基づいて刑事当局は捜査を開始してくれるものと思っております。

○島本委員 海上保安庁のほうでは、こういうような違反事項があるかないかという監視は、どういうようにしてやるつもりですか。

○猪口説明員 この法律が施行されますれば、この法律の各条項を確実に履行せしむるための監視体制をつくりたいと思っておりますが、これは御承知のように沿岸五十マイル以内を対象海域になりますので、その海域にわたりますと、沿岸の私たちの基地から巡視船艇を必要とつと、あるいは



は定期的に前進哨戒をさせる、あるいは航空機によつて空から監視するという二本立ての監視体制をつくる所存でございます。

○島本委員 空からの監視並びに船舶によるところの監視、これによつて現在日本に保有している船舶並びにこれを適用する船舶の数に対しての監視体制は十分ですか。

○猪口説明員 この法律がまだ施行されていない現在においても、私のほうの航空機によりまして、油を排出して逃走する船舶を把握いたしました。巡視艇と共同行動をとりまして摘発した事例もございますので、この法律が施行されますれば、より一層その体制並びに権限が付与されることになりまして、監視体制はより容易になし得るのではないかと考えております。ただし、いま先生がおっしゃいましたように、現在のおまへのほうの能力で十分であるかと言われますと、必ずしも万全であるとは申し上げられませんが、与えられました巡視艇並びに航空機によつて全力を尽くしてその監視体制の万全を期したいという所存でございます。

○中谷委員 関連して、島本委員のほうから、念のためにということで質疑がありました点、私のほうも一点だけお尋ねをしておきます。

防衛庁組織令によりまして、その八十一条には「艦船」ということが使われておりますが、いづれにいたしましても、本法案の第二条にいう船舶の中には、現に防衛庁が保有しているところの艦船は含まれるのか、先ほど大臣のほうから御答弁がありました。念のために重ねてお答えをいたしたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○大橋國務大臣 本法案におきます船舶の定義の中には、防衛庁のすべての艦船を包括いたしております。

○中谷委員 非常に蛇足になると思ひますが、重ねてお尋ねをいたしておきます。防衛庁で保有しておりますあらゆる艦船を含むというお答えで、すでに尽くされていると思ひますが、「海上航行

の用に供する船舶類をいう」というように法の二条は相なっておりませんが、要するに防衛庁の保有するすべての艦船、これは当然潜水艦等も含む、そういうことになりませうか。

○大橋國務大臣 潜水艦といえども、やはり海上を航行する場合もございまして、含むわけでございます。

○中谷委員 法案の第九条によりまして、油記録簿についての記載があるようでございます。油記録簿については運輸省令で定める事項を記載しなければならぬ、こういうふうになつております。そうしますと、要するに防衛庁組織令にいわれているところの艦船等について、いわゆる運輸省令で定めるところの油記録簿というものは、他の船舶と異なる油記録簿を省令で定めるものではない、油記録簿というものは、あらゆる船舶について同一の形式のものを省令で定めるということになるのかどうか。もう少しこの点については私のほうから補足いたしておきますが、実は第二条で特に船舶という文言についての定義があるわけですから、すけれども、いわゆる船舶法にいうところの船舶、すなわち、第一条の「日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶」、この中に防衛庁の艦船等も私は入ると思ふのですけれども、要するに「日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶」について、本法案の適用を受けると思われる船舶についての油記録簿は、その他日本国民の所有に属する船舶などとの間には差異がないのだ、同じものを備えつけしめるのだということにお聞きしていいかどうか。

○大橋國務大臣 まだ省令の詳細まで検討いたしておりますが、ただいままでに研究しておりますところでは、政府所有であろうと民間所有であろうと、この油記録簿の目的は、本法案の実施並びに監督に資するためでございますから、同一様式によらしめる考えでございます。

○中谷委員 要するに船舶の油による海水汚濁の防止、こういうことの非常な社会的な要請があつた、こういうことでこの法案が提案されたわけ

でございますけれども、いわゆる問題のビルジ排出防止装置、これの現状についてお聞きしたいと思ひますけれども、現在のいわゆる官庁、公署の所有に属する船舶等については、すでにこの防除装置については取り付けられているのかどうか、この点はいかがでございますでしょうか。

○大橋國務大臣 大型船舶はほとんどやつておると思ひますが、小型船舶につきましては、あるいはないものもあるかもしれません。特に船舶をたくさん持つております海上自衛隊等と、この法律の実施について打ち合わせしましたところでは、設備の現在ないものについては、この法律が成立次第、自衛隊において必ず装置をつける、こういう話し合いに相なつております。

○中谷委員 そうすると、同じく島本委員の質疑の補足に相なるわけですが、米軍の艦船、艦艇等については、本法案の趣旨に従つて協力の要請をする、こういう大臣の御答弁でございます。たが、米軍の艦船についてはすでにビルジ排出防止装置等は設置されているのかどうか、あるいはそういうふうな設置されている艦艇はどの程度なのか、あるいは設置されていないものはどのくらいあるのか、あるいは設置されているものはどのくらいあるのか、大臣のほうで御認識があるのでしょうか。それとも全くそれは、米軍は迷惑をかけることはないだろうという一つの推定、希望的観測でありまして、そのようなことはまさにわからないのだということに相なるのか、この点はいかがでございますか。

○大橋國務大臣 御承知のとおりすでに米國政府は、この法案の基礎になつております國際條約を批准し、これに必要な國內法を米國內において実施をいたしておるわけでございます。米國艦艇の大部分は米國內の港に出入りしたしておるわけでございますから、國內法の要求する要件にかなつておるものと考えてございまして、私は、所要の艦艇については大部分そういう装置はすでにあるもの、こう考えておるわけでございますが、なお、ごもっともな御心配でございますので、法案実施までの間に至急に御調べまい

で、また具体的に米國に対して協力方をはつきりさせてまいりたいと思ひます。

○中谷委員 関連でありますので、次会に詳細な質問をさせていただきます。大臣の御答弁、若干気にかかる点がございまして、と申し上げます。条約加盟国だからという御答弁でございますが、条約によりまして、第二条でございますが、私の読み違いであれば恐縮でございますが、第二条で、海軍艦艇及び補助船については適用除外船舶に相なつております。したがしまして、何かその点について米國は条約加盟国だからという御答弁との間に、除外になつていないという点、気にかかる。いま一つは、これは内閣委員会において論議すべきことですけれども、島本委員同様、いわゆる自衛隊の艦船なるものはこの法案の適用を受けるのだという点を明確にいたしました。かつたわけですが、いづれにいたしましても、第二条との関係において、条約加盟国だからということと理解してよろしいかどうか、もう一度御答弁いたしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 まず第二点から申し上げます。わが國の自衛隊の保有する艦艇は厳格にこの法律の適用を受けるということをお答え申し上げておきます。

第一点でございますが、私の申し上げましたのは、アメリカがこの条約の批准国だからということをお願いしたのじゃなくて、批准国であるから國內法において重要な港灣には制限を設けている、米國の艦艇はそういう港灣に出入りする関連を持っておるから、おそろくそういう装置を持っておるであろう、こう申し上げたのでございまして、この点は、さきにも申し上げましたことと、確かな事実ではございませんので、これは一方面的な推定でございますから、まことに恐縮でございますが、先ほど申し上げましたことと、もう少し時日をかけまして十分に調査をいたし、米軍の協力を十分確保するようにいたしたいと思ひます。

○中谷委員 では、委員長及び大臣にお願いして

おきたいと思いますが、結局、この点については御調査いただけるというふうにお聞きしておいてよろしくごいますね。

○大橋國務大臣 調査を進めます。

○中谷委員 終わります。

○島本委員 いま言うように、いろいろな重要な問題もはらんでおるわけでありまして、ことにこの問題等については、先ほどいろいろな議論の中にもあったように、大臣が単にこれは告訴、告発があつてからこれをするというふうな消極的な立場をとるよりも、進んでこういうふうな点を調査するという保安庁側のはつきりした準備が必要になるわけでありまして、そういうふうなことは現在十分であるのかないのかが心配なのであります。これが十分であるならば、あえてこういうふうな質問はしなくてもいいわけですが、偶然ヘリコプターでとつたのが新聞で大きく報道されて、これによって万全であるという印象を与えられておるわけでありまして、しかしながら、ヘリコプター並びに保安庁の有する艦船が、現在日本の港に出入するそういうような艦船と比較してみても、まだまだ不足じやなからうか。こういうふうな体制が十分であるようにするためには、今後いろいろと予算措置上またはいろいろこういうふうな配慮が必要であり、その大の柱が運輸大臣になるわけですから、運輸大臣のほうで、そういうふうないわゆる監視体制についても、十分この辺は留意しておいてもらいたい、こういうふうに思うわけなんです、この点よろしくごいますか。

○大橋國務大臣 十分御趣旨のあるところは実行いたしたいと思ひます。

○島本委員 大臣がそういうふうなことを言いがらも、なおまだ心配な点があるわけですが。おまえは名前のようにくどいと言ふかもしれせんけれども、しかし私は、現在のような情勢の中で、先ほど加藤委員がいろいろと、いわゆる港の油をものとしたところの不幸事件、火災だとかまたは衝突による港をよごした問題等についての質問があつたわけでありまして、そういうふうな一連の関

連の中から、現在の港の中で、これもやはり大臣がいられるとそれの責任を持っておられる立場にあるわけでありまして、衝突事故だとかまたはいろいろこれに類するようないわゆるようなことがあつてはまた何もないわけですが、ふだんだけ取り締まっても、油送船が何かの機会に衝突事故でもあつたりして、港の中このようにうごめくことがあつた場合は取り返しがつかなくなつてしまふ。こういうふうなおそれがある問題に、港の入り口にある灯台があるわけですから、あの灯台の光は、これは各港によつてみましますと、事故を防ぐという立場からしてみても、港の入り口に現在ある灯台の光、こういうふうなものに対しては、保安庁あたりでも十分配慮してあるものであると思ひますけれども、現在の日本じゅうにある重要港は、それぞれこういうふうな設備に對しては心配ありませんかどうか、重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 日本の灯台は、各国から見ますと決して進んでいるほうではございせんので、年々灯台の増設に努力をいたしております。これは御承知のとおりでございまして、ところで、私どもがいまタンカーの衝突防止等におきまして最も心配しておりますのは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海というふうな、いわゆる狭い水道でございまして、しかも国際的に見ても船舶の往来が非常に多いところであるところの交通整理をいかにいたすということが事故予防という意味からいって一番大事ではないかと思ひます。

そこで、それにつきましては先ほど申し上げましたごとく、今年になりましたから、運輸省として関係各局をあげてたまたま検討中ではございまして、その結果は法律の改正も必要に相なりましますし、また予算の要求は当然必要になつてくると思ひますのでありまして、法律の改正については次の通常国会に提案をしたいと思ひますし、また予算は、昭和四十三年度予算に必ずその一部分でも

織り込みたい、こう思つておるわけなのでございしますが、これを実行するにあたりましては、特に東京湾のごときは、将来のことを考えますというところ、出船入り船の航路を区別するというふうなことも大切なものではないだらうか、そういうふうになりましますと、航路の両側にはやはり一定の間隔を置いてブイあるいは航路標識を設置いたしまして、航路から船がはずれないように、また航路を船が認識しやすいようにする必要もあるだらう、こういうことを考へて、いまいろいろやつておるのでもございまして、どうぞ、もう少し早く時間をお与えくださいますようお願いいたします。

○島本委員 その点はなお十分配慮をしてもらいたい。しばらくも、ごく短い期間のしばらくにしておいてもらつて早く善処されるように、この点特にお願ひしておきたいと思ひます。

なお、私自身がこのノートに書きしるして、こういうふうなことであつていいのかと思ふことが一つあるのであります。それは横浜の外防波堤にある灯台ですが、あの光は三千カンデラでありまして、これはまずまずだといふことだと思ふのであります。いわゆる「函館の女」で有名な函館の港のあの防波堤の先にある光も、千四百カンデラですから、まず港の光とマッチして、入る船はこれはいじやうぶだと思ひます。同じ国際貿易港である小樽の港の入り口にあるのが、いま一猪口さんは小樽におられて、これは十分知つておられるからあえてこれをお聞きするのでありますけれども、たつた九十カンデラであります。一カンデラは約一燭光なのであります。港の入り口にあるのが百燭光もない、九十カンデラ程度のこういうふうなもの、はたして大ふぶきのとき、または暴風雨のときにこの見分けがつくと思ひます。保安庁はそのまゝにしておきまして、いまだかつて明治の方ガス灯なのであります。電灯じゃないのです。こういうふうな状態にしておいて、いつ事故が発生するかわからない。ましてそれが九十カンデラにすぎないガス灯である。こういうふうな状態にしておいて、事故が発生しない

のにおかしきくらいであります。しかし、こういうものに対しては、いままであまりにも無関心であり過ぎはせぬか、こう思ふのですが、大臣これはどうしますか。電灯じゃないのですよ、ガスですよ、ロンドンじゃないですよ。北海道の小樽の国際貿易港なのであります。

○大橋國務大臣 非常に重大な問題につきまして御説明をいただきました。これは重大な問題だと思ひますので、至急取り調べまして、将来のためにすみやかに万全の措置を講じます。

○島本委員 これはほんの一例でありましますけれども、こういうふうなことが方々にないように、この点はひとつよろしく調査を願つておきたい、こういうふうに思ふわけでありまして。

それと同時に、先ほどいろいろやつております中で、水産庁の人に伺ひますが、現在この船舶で五百トン未満、それから油送船で五百トン未満のもの、一以上のものはいくつです。未満のものは何隻ぐらゐるか。

○山中政府委員 質問の趣旨は漁船の分をございましてと思ひますが、五十トン未満……

○島本委員 これはやはり運輸省ですね。船舶で、商船、漁船を含めて五百トン未満のもの、油送船の百五十トン未満のものは何隻ぐらゐりますか。

○鈴木説明員 これは商船でございまして、けれども、昭和四十年の統計で、油送船とその他のもの合せて二万三千七百六十五隻ということになつております。そのうち油送船が二千五百六十六隻、油送船以外のものが残りの二万一千二百四十九隻というふうな相なつております。

○島本委員 大臣は先ほどから、大型船の取り締まりをしたあと、徐々に小型船にも及ぼすつもりである。こういうふうな御意見があつたようではございまして、ただいま発表されたこういうふうな漁船を含むれば小型の船に對しても、油を使う以上、今後はこれもいろいろと考へていきたい、こういうふうな意向でございまして、さしあたって小型船について直

ちにこれを実施するという事は考えておりませんし、また漁船等につきましては、法律でどうこうというよりも、やはり将来できるだけ協力を頼むという様な形で協力させていく、いわゆる指導的措置というもので実効をあげる面もあるかと思ひますので、当分はそうした考え方で進めたいと思ひます。というのは、何ぶんにも零細企業でございますので、この際設備の改善等につきましていろいろ押しつけましても無理な面もあらうと思ひますので、できるだけ協力という心がまえでいってもらうように指導をあらわしてやりたいと思ひます。

○島本委員 それでは、水産庁関係の人が来ておられるようでありますけれども、これはもう先ほどからいろいろ質疑応答を聞いておられて皆さんもすでに十分おわかりだと思ひますが、このうちで基地関係、基地のあるところ、その付近、こういうような方面では、油または水質汚濁によるこういうような被害が多いですか少ないですか、普通ですか。この点調査がありましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○山中政府委員 いまのお話の基地というのは米軍の基地でございますか。——まだ詳細に調査した結果はございませんので、至急調査をいたしたいと思ひます。

○島本委員 米軍の基地のある付近の問題と、それからもちろん自衛艦なんかが入っておりますが、そういうような基地のある付近の水質汚濁または油濁によるところの被害の状態、こういうようなものを調べて資料として提出してもらいたい、こういうふうに思ひます。

それから、いままでも直接間接によるところのいわば水質汚濁または油濁によるところのノリまたは魚介類、こういうようなものの被害の総計をもう一度はつきりおっしゃっていただきたいと思ひます。

○山中政府委員 水質汚濁全般として申し上げますと、これは多いのは、発生源は製造工場あるいは事業所等でございます、これは七十四億五千

万、これは四十年年度の府県の報告による統計でございます。このほかに油によります直接的な被害、これが四十年年度八十七件で四億六千九百万円になっております。このほかに、数字としては多少これは推定が加わっておりますけれども、油の汚濁によりまして漁場の低下あるいは魚にたいががつくための価値低下等も含めると四十八億三千四百万円という被害でございます。

○島本委員 それがまだ加害者はわからないという様なことなのでしようか。この被害に対する補償は幾らになっておりますか。

○山中政府委員 加害者はつきりしておる工場等につきましては、被害者の側から工場に訴えまして、損害賠償というはつきりした補償ということではございませんけれども、見舞い金的なもので出ております。ただその額その他はまだつまびらかにいたしておりません。しかし、これはむしろきわめて少ない例でございます。そのほかは特定の工場、汚染源がはつきりいたしません。たとえば一番わかりやすく申し上げますと、大阪等のよこれてる川の水、これはこの工場がよこしたか、そういうようなことはなかなかわかりません。全然わかりません。被害を受けるほうのことはわかりませんが、加害のほうはわかりません。

○島本委員 水産庁ですから、特に魚の点に關しての油濁、汚濁の關係についての調査を承りたかつたのであります。というのは、漁業の年次報告というものは、最近のものによりますと、水産物の需要が五年後の昭和四十六年に約九百万トンに達するし、十年後には一千万トンに達する。しかしながら、これは四十年年度六百九十万トンくらいしか供給できないから、あとは全部輸入に仰がなければならぬ。とすると、今後はますます減つてしまふ、こういうようなことに相なつてしまふんじゃないだろうか、こう思ひます。そうすると、減らさない、それを保護する、こういうような行政をつかさどるのですから、当然これは計数的にも明確な資料を持つておられるんじゃないか、こういうふうに思ひていま聞いたわけなので

あります。こういうような心配は全然ないのですか。

○山中政府委員 この年次報告によります将来の需要その他は先生ただいまお話のとおりでございます。しかし、供給量のほうはまだ幾らかふえていく、現に一番最近の統計によりますと、これは速報でございますが、昨年の漁獲統計は七百万トンを初めてこえまして、七百七十万トンに達しております。われわれも決して楽観はいたしておりません。できるだけ努力いたしまして増産につとめると同時に、被害の防止にはつとめなければならぬ。そういう意味で、先ほどお話のノリ地帯の基地その他につきましては新たに予算措置を講じまして、沿岸の水質汚濁の監視員制度というものを開くための予算を計上しております。これも国会等の御承認によりまして、すみやかに通していただくことを期待しております。

○島本委員 これで終わります。最後ですけれども、やはり大臣はじめ水産庁のほうに、汚濁、油濁によるところの被害というふうな点は、これから大きくなってまいりますから、この点は遠慮しないで、救済すべきものは救済し、補償すべきものはさせるように、いままでのようなぬるま湯のような状態ではなく、きびしく今後やってみてほしい。

それから大臣には特に、いまいろいろ私どものほうで申し上げましたけれども、重要な問題も含んでおりますので、今後この対処には十分誠意を持ってこれをやってみてほしいとお願ひ申し上げます。私の質問は終わります。

○八木委員 先ほど島本虎三君の関連質問にありまして、中谷君から委員長に要請がございました。その問題も含めまして、中谷君、島本君の質問に対して、大橋運輸大臣から積極的な調査並びに善処の約束がございました。委員長からも迅速かつ十二分に対処されるように御要請を申し上げておきます。

○大橋國務大臣 そのとおり計らいます。

○八木委員長 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 時間がだいぶおそくなりましたけれども、このたび提出になりました船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案、この法案を見ますと、第一の理由は国際関係、第二の理由は国内、こういうふうになっておりますけれども、外国に気がねをした法案のように思ひます。すなわち、この法案に対して私が質問したいことは、一九五四年、先ほどだれから話があったかわかりませんが、昭和二十九年に、英、米、仏、伊等二十九カ国によるところの国際条約、これに賛成署名いたしました現在で十三年になります。これまでこの法律案をきめずにいた、この間この法案が全然提出されなかった。何らかそこに圧力が加わつたように思ひます。この点についてまず運輸大臣からお答え願ひます。

○大橋國務大臣 御承知のとおり、海運界におきましては非常に自由の原則が支配いたしてございまして、しかも各国の海運業はそれぞれ自由を基礎にして競争をいたしておるわけなのでございまして、こうした問題につきましては各国それぞれ申し合はせておいて、お互いに規制をしていこうというふうな空氣が強いわけでございます。そういう意味においてこの条約もできたわけなのでございしますが、御承知のとおり、わが国は条約の成立當時なお連合軍の占領下にありまして、その後独立が認められました以来、国内の復興に専心をいたしてまいりました結果、これらの国際条約を批准する国内体制の整備にまで手が回らなかったということが実情でございます。それと、最近になりましたが、わが国の石油工業の急激な発展によりまして、日本に輸入される石油も非常に多くなつてまいりましたので、わが国の近海を航行いたしますタンカーが非常にふえてまいりました。どうしても国内の海岸を保護するためにこの法律が必要だ、こういう急激な変化のありました国内の事情にもよるものでございます。海外の圧力というふうなことは、この条約については最初から問題がなかったことをとくと御了承いただきたい

たいと思うのでございます。

○岡本(富)委員 田中外務政務次官にちょっとお聞きしたいのですが、この法律案について、要するに海外のほうから誘い、あるいはまた何かそういう勧告、こういうものがあつたのでしょうか。

○田中(榮)政府委員 この条約の批准につきましては、他の外国から別に勧告、強要、要請といったようなものはございませんで、日本の独自の立場においてこの条約の批准について判断を下し得る立場に置かれておたつたわけでございまして、いままでの経過につきましては、ただいま運輸大臣から御説明あつたとおりでございます。

○岡本(富)委員 国内の船舶がふえてきて、そうして大きな国内問題となつた。それであるならば、この提案の一番最初の理由となつて出てくるのが私はほんとうではなからうか、こういうふうに思ひまして、若干疑うところでありまして、別に海外からの圧力ではなくして、国内の圧力があつておくれたのではないかと疑う状態がありますね。

○大橋國務大臣 御承知のとおり、最近わが国内におきましては公害についての対策が非常に問題になつております。海域における公害といふことは、油による海水の汚濁ということが公害の最も著しいものでございまして、国内の公害対策と並行いたしまして、海水についても公害対策をとらう、これがこの法律案を出すようになりまして中心の理由でございます。

○岡本(富)委員 そうしますと、ずいぶん早くから署名をしたりして、日本の国として、また政府としてはこの問題を知つておたつた。しかしながら、そのまゝ現在まで放置されておたつたとは私に解するわけでありまして、それにつきまして、先ほど水産庁の方が、農林省の調べでは油によるところの海水汚濁によつて漁業が被害をこうむつた、その発生件数は八十七件、被害総額は四億六千九百万円、その他漁業価値の低下、こういったものを足しますと四十八億三千四百万円、私の選挙区であるところの兵庫県におきましても四千七百九十五万円、こういうような資料が出ております。

これは明らかに政府の手の打ち方がおそかつたための被害である。したがつて、ただその付近の加害者、あるいはまた油を流して逃げたそういう人たちのどれが責任者であるかというところは追及できない。また、いままでの政府の手の打ち方は非常に手ぬるい。ということとは、この法律案をもつと早く出して、そして取り締まっておけばそういうことがなかつた。こういうふうに私は思うのです、どうでございましょうか。

○大橋國務大臣 お説のとおりでございますが、わが国の国内体制といつたしまして、今日までの条約を履行するような体制が整わなかつたわけでございます。今迅速にその準備を整えて実施を決定いたしましたわけでございます。

○岡本(富)委員 日本の国は昔から四方海に囲まれて、私も子供のころは、われわれは海の子白波の、こういう歌で、波をまくらに大きくなつてきた。こういうことですから、何といつても海の問題が一番最初にびんとくるのはあたりまえである。したがつて、国内事情、国内事情と申しますけれども、現在の日本の国の造船の状態を見ましても、世界水準第一位にいつておる。したがつて、いまごろになつてこれが出てくるということ、私はそこには何かあつたのじゃないか、こういうふうに疑うわけでありまして、要するに業者の圧力ですか、こういうふうに考えざるを得ないので、どうでしよう。

○大橋國務大臣 業者の圧力はわれわれは全然考へておりません。この条約をすみやかに批准したいといふので、国内の体制を整えるのにひたすら努力いたしてまいつた次第でございまして、そういう意味でも、ぜひとも国会においてすみやかに御承認をいただきたい、こう思つております。

○岡本(富)委員 この問題に対してしつこく話しますのはどういふわけかと申しますと、この間私、漁民の方の集まりへ行つてまいりましたが、千葉県のノリの問題、本年の三月東京湾の中央部に廃油を多量に投げて逃げた人がいた、このため強風で浦安から船橋一帯のノリ作業が全部だめに

なつてしまつて、約一億円の被害をこうむつておる。この千葉県におきましては、聞くところによると、漁民の方が航空機を出して警戒をしておるといふのです。たまたまそのときは天候が悪くて警戒を怠つていた、こういうような話があつたのですが、そんなにまでして自分らの生活権を守つておる。また岡山県の方の話では、瀬戸内海の水が日増しにその汚濁を加えて、魚が非常にくさい、すなわち異臭魚が多量に発生しておる。そしてその魚がどんどん広い海面を回つたために漁業が広範囲に侵されておる、われわれの生活権の問題である、こういうように漁民が訴えておりました。この人の姿を見ましたときに、私はこの法律案がいまごろになつて出されるということは、まことに政府のいままでのやり口と申しますか、すなわち国民を思はないかと思ひ、思いやりのないところの姿ではないかと悲憤を感じておるわけでございます。大臣その点について。

○大橋國務大臣 この法案が今日まで提案されなかつた理由につきましては、先ほど来申し上げたとおりでございまして、この間において油による海水の汚濁に基づく公害が全国津々浦々を通じて日増しに激甚になりつた。そういう点から申しますと、この法案を出すのがおそ過ぎたではないかといふお話は私も全くそのとおりであつたと存するのでございまして、つきましては、今国会において一日もすみやかに成立させたいものと思ひます。

〔委員長退席、小山(省)委員長代理着席〕

○岡本(富)委員 そこで、前の水質保全法とか、ああいう状態のようにしり抜けになつてしまつたように、また、こうした漁民の方の生活権を脅かすようなこういう状態ですから、先ほどお話があらましたように救済措置、これがやはりこの法案の中に出てきてあたりまえではないか。私全部見ていませんが、そういうあれがないように思うのです、その点について大臣いかがでしようか。

○大橋國務大臣 この法案の違反に対する救済措置というものがあわせて規定される必要はないか

ということでございますが、この法律ができました以上は、これに違背する行為といふものはすべて不法行為になるわけでございまして、犯罪になるわけでございまして、したがつて、その行為は処罰され、それに基づく損害といふものは不法行為に基づく損害として当然行為者において賠償責任を負うべきものでございまして、特にこれに対して救済措置といふものは考えなかつたようなわけでございます。

○岡本(富)委員 ところが現在まで、この法律が制定されるまで、こんなにたくさん被害をこうむつておるわけでありまして、また、今後被害者をうまかつかまえることができればよろしいけれども、いままでの例を見ましても迷宮入り、あるいはまた広範囲な海の上でございましてからわからない場合が非常に多いと思つたのです。したがつて、この法律の中に明記すべきではないか、こう思うわけですが、どうですか。

○大橋國務大臣 被害に対する救済措置といふものは個々の場合においていろいろであらうと思つたのでございまして、ことに被害のありました対象によりまして、あるいはそれが農林省の所管する水産物である場合もございまして、また、その他の一般の建物であるとか、あるいは海岸の植物であるとか、そういう場合に應じまして、それぞれ被害の救済の措置といふものはいろいろであらうと思ひます。この法律は、御承知のとおり、運輸省におきまして、海上を航行する船舶について、それが海上に油のまじつたものを投棄するといふことを取り締まることを直接目的としたものでございまして、それによる損害の賠償といふことについては、そのつとまたそれぞれの所管官庁により十分御検討の上講じていただくというところが實際的ではないか、こう思つたのでございまして、運輸省といつたことはむしろ、これ以上運輸省の立場から規定することはむしろ、この上運輸省で提案をいたした次第でございまして、

○岡本(富)委員 ちよいとよい港の入口で船舶が衝突しまして、そして沈んだりあるいは事故を起

としております。その場合、相手の船会社が支払う能力がない、そういうことを考えますと、完全な防止法案にならない。また、いや、それは防止はするというように言っておりますけれども、今度はそれが起こって被害をこうむった人に対する処置と申しますか、そういう面で、私はこの法案に対しては若干疑問を持っておるわけでありまして、この問題はまた後に審議させていただきますが、この中の廃油処理設備の件につきまして、この間私ある本を読みますと、石川島播磨重工で昨今完成した廃油処理パーヅ、こういうのができたそうですが、これを主要港に整備するようにすれば非常にいいのではないかとこのように思うのですが、大臣どうでしょうか。

○大橋国務大臣 石川島播磨におきまして、外航船のための廃油処理施設をつくったということ、運輸省といたしても承知いたしております。今後各港々におきましてこの種の施設が完備いたしますならば、この法律の実施は完ぺきを期することも困難ではなからうと思ひます。

○岡本(富)委員 この処理パーヅをもう一度よく調べていただきますと、これは新聞の報道でありますし、ちょっと聞いた話であります、再度燃料として活用できる、それで一石二鳥である、こういうふうにも思われるわけでありまして、もう一度よく検討していただきたいと思ひます。

最後に一点だけ、公害問題です。今度横浜に原子力船の基地ができる予定である、こういうふうに聞いておりますが、もし事故があった場合はたいへんな問題になる。これに対して運輸大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 御承知のように横浜港はわが国でも最も重要な港湾でございます、一般船舶の往来も最もひんばんなところでございます。したがって、この港湾にいやしくも危険を及ぼすような憂いのある事柄については、断じてこれを抑止する必要があるかと思うのでございます。

ところで、ただいま御質問に相なりました原子力船の母港を横浜港の一部に設けるかどうかという問題でございますが、新聞紙等においてそういった記事を見たことはございますが、まだ原子力船の責任者でございます原子力公団あるいは科学技術庁等からは何ら話を聞いておりません。運輸省といたしましては、横浜港を港湾として管轄をいたしておるものでございますから、これについて、原子力船の母港として専用するというような措置を講ずることになりましたならば、必ず港湾管理者から相談がなければならぬはずでございます。将来そういう相談がございましたら、十分安全であるかどうかということを検討いたしまして、横浜港の安全というものを絶対に傷つけないという前提のもとに善処をいたしたいと思っております。

○岡本(富)委員 なぜそういう先々のことを心配するかと申しますれば、現在のこの法案も非常に打つ手がおそろいし、またいろいろの問題について先ほどからお話がありました、一つ一つ政府の打つ手がおそろいように思ふのです。海水が汚濁してから法律をきめる、こういうことでは、いま一番困っておるのが、先ほどお話もいたしましたように漁民の方、あるいは夏バカンスを楽しむ国民、こういう点を考えますと、早い目早い目に、連絡が来るといふのじゃなくして、もう少し積極的に調査もした手を打って、そして公害問題が起らないように、こういうふうに私は希望いたします、質問を終わりたいと思ひます。

○小山(省)委員長代理 次会は来たる三十一日水曜日午後一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

産業公害対策特別委員会議録第四号中正誤

|   |   |   |         |         |
|---|---|---|---------|---------|
| ベ | 段 | 行 | 誤       | 正       |
| 七 | 三 | 六 | 産業公害いい  | 産業公害とい  |
| 三 | 四 | 末 | だけで解決では | だけでは解決で |
|   |   |   | きない     | きない     |

昭和四十二年五月三十一日印刷

昭和四十二年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局